

令和6年度  
包括外部監査結果報告書  
【概要版】  
「債権の管理回収について」

吹田市包括外部監査人  
弁護士 久保井 聡明

# 目次

第1編 外部監査の概要.....	3
第1 監査の種類.....	3
第2 選定した特定の事件（テーマ）.....	3
1 テーマ.....	3
2 監査対象部局.....	3
3 監査対象期間.....	3
4 特定の事件との利害関係.....	3
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	3
第4 外部監査の方法.....	4
1 監査の視点－地方自治体にとって債権管理回収がなぜ重要か（3つの視点）.....	4
2 具体的な監査のポイント.....	4
3 主な監査手続・監査の手法.....	7
第5 包括外部監査実施期間.....	7
第6 外部監査人及び監査人補助者.....	7
1 外部監査人.....	7
2 監査人補助者.....	7
3 利害関係.....	7
第7 定義等.....	7
第8 監査の対象とし意見を述べた債権の一覧.....	8
第2編 債権管理回収事務の全般に関する報告.....	9
第1 地方自治体の有する債権の種類.....	9
1 債権の種類.....	9
2 債権管理上の主な留意事項.....	10
第2 吹田市における債権管理回収の概要.....	11
1 吹田市債権管理回収に関する事務に関連する組織.....	11
2 吹田市債権管理条例（平成25年4月1日から施行）.....	12
3 債権管理業務の流れ.....	12
第3編 令和5年度における債権の概況.....	15
第1 主な債権についての徴収率等の推移及び他市との比較.....	15
1 概要.....	15
2 市税（強制徴収公債権）.....	16
3 保育所等保育料（強制徴収公債権）.....	18
4 介護保険料（強制徴収公債権）.....	19
5 国民健康保険料（強制徴収公債権）.....	20
6 後期高齢者医療保険料（強制徴収公債権）.....	21
7 生活保護法第63条返還金（非強制徴収公債権）.....	22
8 住宅使用料（私債権）.....	23
9 下水道使用料（強制徴収公債権、企業会計）.....	24
10 水道料金及びメーター料（私債権、企業会計）.....	25

第2	滞納債権の傾向.....	26
1	オープンデータ情報.....	26
2	収入未済額・不納欠損額の推移.....	26
第4編 債権管理回収に関する共通質問と回答.....		29
第1	各室課に対する債権管理回収に関する共通質問と回答の概要.....	29
1	各室課での独自マニュアルの有無.....	29
2	各室課が債権管理をどのようにして行っているか、参考書式の活用有無.....	29
3	支払督促等の法的手続の利用の有無（私債権、非強制徴収公債権について）.....	31
4	滞納処分の実施の有無（強制徴収公債権について）.....	32
5	遅延損害金、延滞金.....	33
6	債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例.....	33
7	債権管理回収にあたっての課題.....	34
8	債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況.....	35
第5編 結果、意見のまとめ表.....		37
第6編 まとめ.....		49

## 第1編 外部監査の概要

### 第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項から第3項まで及び吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件(テーマ)

#### 1 テーマ

吹田市における債権の管理回収に関する事務全般を監査対象とする。

#### 2 監査対象部局

債権管理課及び債権の管理回収の事務の執行を行っている全部署

#### 3 監査対象期間

原則として、令和5年度を対象とし、必要に応じて、その前後の期間も含めた。

#### 4 特定の事件との利害関係

外部監査人及び補助者と特定の事件との間に地方自治法第252条の29に該当する利害関係はない。

### 第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

- 吹田市は、債権管理回収に関して次のような取組みを進めている。
  - 平成25年4月に「吹田市債権管理条例」施行
  - 全債権について「吹田市債権徴収・整理計画」の作成
  - 平成29年度からは国民健康保険課の国民健康保険料累積滞納事案の一部の徴収業務を債権管理課へ移管等
  - 令和4年度からは国民健康保険課の後期高齢者医療保険料、高齢福祉室の介護保険料、保育幼稚園室の保育所保育料、母子保健課（現すこやか親子室）の未熟児養育医療自己負担金の累積滞納事案の一部についても、新たに債権管理課への移管等
  - 債権管理課や関係部署のオープンデータで債権管理の状況について積極的に情報公開
- ホームページで公開されている債権管理課の収入未済額調によると、吹田市における令和5年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は33億2418万520円、不納欠損額は2億9227万7138円となっている。市の収入及び市民負担の公平性の確保の観点から、債権の適正で効率的・効果的な管理回収は重要課題である。また、債権管理条例の施行から10年が経過し、令和2年4月1日施行の民法改正（時効管理等）への対応や、適切公平に徴収猶予・免除等の対応が実施されているかなども含め、専門的な第三者による検証を行うことは有効と考えテーマとして選定した。

## 第4 外部監査の方法

### 1 監査の視点－地方自治体にとって債権管理回収がなぜ重要か(3つの視点)

外部監査にあたっては、合規性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）、透明性、公平性が確保されているか、債権の管理回収を行うにあたって組織運営が合理的に行われているか（同法第2条第15項）、債権の管理回収全般について内部統制を適切に図っているか、という視点を重視した。

この点、監査人としては、自治体にとって債権管理回収がなぜ重要なのか、次の3つの視点を考えている。

一つ目は、自治体財政の健全性を確保し市民に対して必要なサービスを安定的に提供する基礎となる、という点である。市税や国民健康保険料などを見れば一目瞭然のように、自治体財政は市民から適切に債権を回収することで成り立っている。地方財政法において、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め」（第2条第1項）るとされ、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない」（第4条第2項）とされているのも、この理からである。

二つ目は、市民の公平性の確保、市民の市政に対する信頼の確保という点である。法律や行政に則って発生する債権はもちろんのこと、契約関係によって発生する債権も、その財源は市民からの税金によって賄われている。仮に、自治体が債権管理回収を適正に行わなかった場合、市民の公平性は確保できない。さらに、滞納債権を放置するなどした場合、市民の市政に対する信頼が失われ、ひいては、市民のモラルハザード、すなわち滞納の波及的な発生につながりかねない。この点から合規性、透明性、公平性、債権管理回収についての全般的な内部統制が重要視される。

三つ目は、自治体に対する債務を滞納するという事は、市民が生活困窮に陥っていることの重要なシグナルであり、滞納開始早々に自治体が市民に適切にアプローチすることは、市民の生活再建にとって重要、ということである。多重債務者の場合が典型であるが、自治体に対する債務の滞納の発生は、生活困窮に原因があるケースが多い。このような場合、早い段階で自治体が市民にアプローチし、各種の福祉的サービスを紹介したり、自治体債権の徴収緩和措置を実施したり、時には弁護士など外部専門家を紹介することで生活再建につなげることができる。最終的には市民が生活再建を果たせば、市に対する滞納解消につながっていくことにもなる。

### 2 具体的な監査のポイント

上記1にある3つの視点を踏まえ、より具体的には、債権管理回収が実施される時系列と債権の性質の違い（強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権）を意識し、下記の流れ図にある各点を監査のポイントとした。

すなわち、①未収債権が発生しないように事前予防を行っているか、②台帳の整備など未収債権の管理を適切に行っているか、③督促、滞納処分、強制執行などの未収債権発生後の対応を適切に行っているか、④滞納処分の執行停止（強制徴収公債権）や徴収停止・履行期限の延期（私債権、非強制徴収公債権）などの徴収緩和措置を適切に行っているか、⑤債権放棄・不納欠損が適切に行われているか、⑥徴収不能引当金など新公会計制度が適切に運用されているかなどについて監査を行った。⑦これらに加えて、①～⑥の債権管理回収の各段階を通じて、規程、要綱、マニュアルなどが適切に整備され、研修などを通じて債権管理課が自治体内で適切に内部統制を働かせているか、⑧外部弁護士など専門家の活用が効果的に行われているか

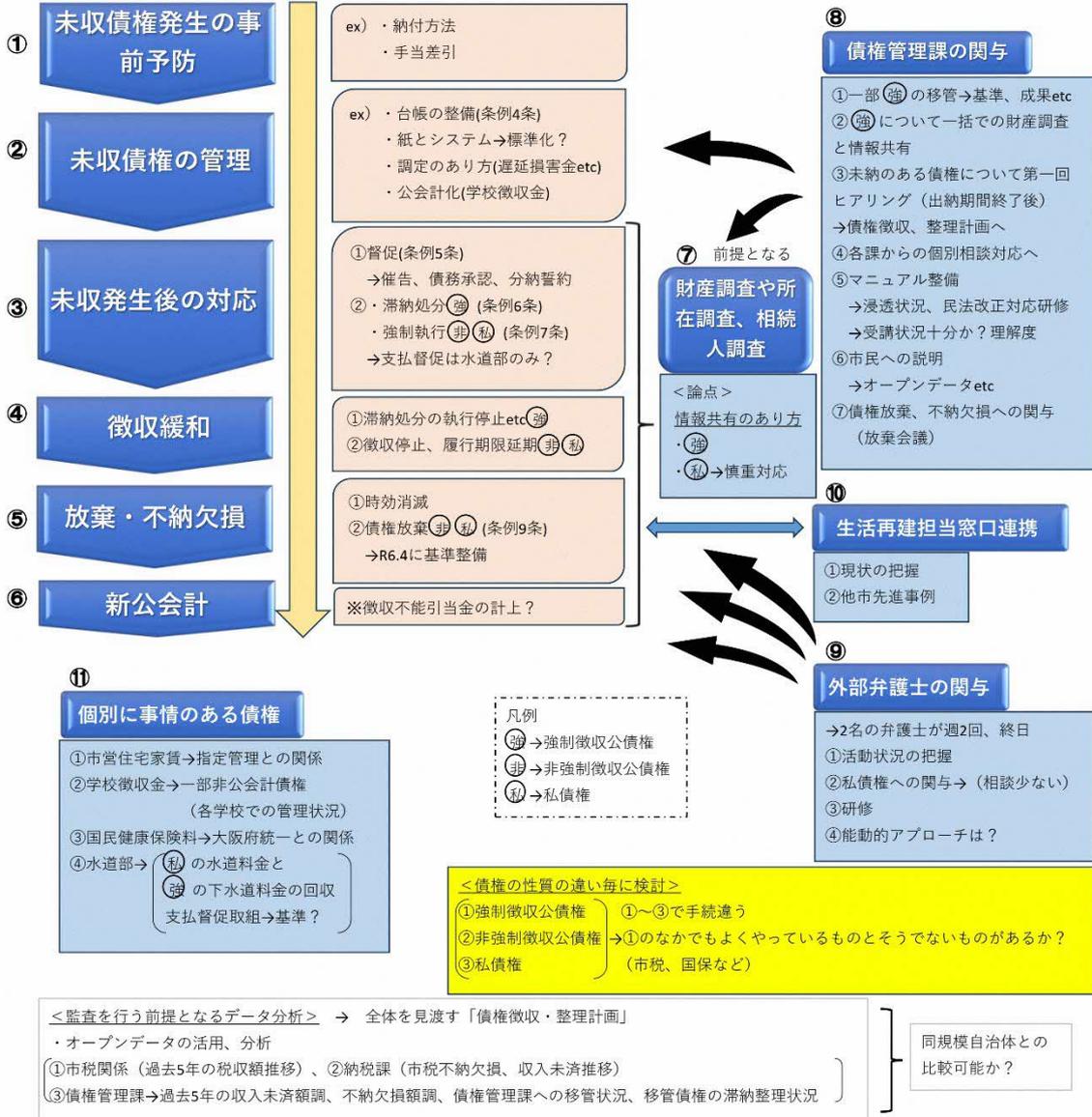
るか、⑨滞納状態に陥っている市民の生活再建に向けて生活再建担当課との連携が適切に行われているか、についても監査を行った。

そして、これらの監査を行うにあたって、吹田市から提供を受けた債権管理回収に関するデータや、ホームページ上で公表されているオープンデータをもとに、基礎となるデータ分析を行った。

### 【具体的な監査のポイント】

未収債権管理回収の各段階	主な具体的な監査項目
① 未収債権発生予防	・納付方法の効率化、児童手当の申出徴収など
② 未収債権の管理	・台帳の整備（紙ベース、システム、条例第4条）、遅延損害金の調定のあり方、公会計化されていない債権の管理
③ 未収債権発生後の対応	・督促（条例第5条）、強制徴収債権の滞納処分（同第6条）、非強制徴収公債権・私債権の強制執行（同第7条）、支払督促などの活用状況
④ 徴収緩和措置	・強制徴収公債権の滞納処分の執行停止、非強制徴収公債権・私債権の徴収停止、履行期限の延期等
⑤ 債権放棄・不納欠損	・消滅時効管理、非強制徴収公債権・私債権の債権放棄（条例第9条）
⑥ 新公会計制度	・徴収不能引当金の計上
⑦ 全般について内部統制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理課による全般の内部統制</li> <li>・規程、要綱、マニュアルなどの整備・運用、研修の実施</li> <li>・一部の強制徴収公債権の債権管理課への移管の成果と課題</li> <li>・財産調査や所在調査、相続人調査</li> <li>・収集した情報共有のあり方</li> <li>・債権管理回収を行っている各室課へヒアリングなど</li> </ul>
⑧ 外部弁護士の活用	・外部弁護士の活用状況（相談、研修、法的手続等）
⑨ 生活再建担当課との連携	・滞納者の生活再建に向けた生活再建担当課との連携

<債権管理回収の監査の視点>



### 3 主な監査手続・監査の手法

具体的な監査手続・監査の手法としては、次の各点を実施した。個別の室課の調査については、監査人と補助者を2人一組3チームに分けて分担して実施した。

- ①吹田市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整を担い、徴収困難な強制徴収公債権の滞納整理事務の一部移管などを受けている債権管理課からの複数回のヒアリング
- ②債権の管理回収を担当している各室課に対する全体質問と個別質問の実施
- ③各室課の債権管理回収に関するシステムの視察
- ④各室課の債権管理台帳（主に滞納金額上位者）の閲覧と質問
- ⑤債権管理課から委託を受けている外部弁護士2名に対する地方自治法第252条の38第1項の規定に基づく関係人調査

### 第5 包括外部監査実施期間

監査対象の部署に対し、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの期間で監査を実施した。

### 第6 外部監査人及び監査人補助者

#### 1 外部監査人

弁護士 久保井 聡明（久保井総合法律事務所）

#### 2 監査人補助者

外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

弁護士	東	尚吾	（山口法律会計事務所）
弁護士	幡野	有紀	（橋森・幡野法律会計事務所）
弁護士	城之内	太志	（森・吉村法律事務所）
弁護士	中村	和寛	（久保井総合法律事務所）
弁護士	若林	直樹	（弁護士法人関西法律特許事務所）
公認会計士	浦野	清明	（株式会社プロシード）

#### 3 利害関係

吹田市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 第7 定義等

本報告書における「結果」及び「意見」の定義は次のとおりである。

#### ① 結果

適法性（法令、条例、規則、規程、要綱、ガイドライン等）の観点から、改善の必要を認める事項。

#### ② 意見

適法性の問題はないものの、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、改善の必要が認められる、あるいは、改善が期待される事項。

## 第8 監査の対象とし意見を述べた債権の一覧

所管室課(主担当補助者)	債権の名称(債権の性質)	第7編各論
税務部納税課 (中村弁護士)	・個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(強)	第1
児童部子育て給付課 (城之内弁護士)	・過年度分児童扶養手当返還金(非強) ・母子福祉資金貸付金元利収入(私)	第2
児童部保育幼稚園室 (東弁護士)	・保育所等保育料(強) ・幼保連携型認定こども園使用料(2・3号)(強) ・公立保育所等延長保育料(非強) ・公立保育所等3歳以上児給食費(私) ・認定こども園給食費負担金(私)	第3
児童部すこやか親子室 (若林弁護士)	・障害児通所給付費返還金(加算金)(強) ・過年度分障害児通所給付費返還金(強)	第4
福祉部生活福祉室 (浦野会計士)	・緊急援護資金貸付基金(私) ・災害援助資金貸付基金(私) ・生活保護法第78条徴収金(強) ・生活保護法第63条返還金(非強、一部は強)	第5
福祉部高齢福祉室 (幡野弁護士)	・介護保険料(強) ・返納金(介護保険給付費等:不正利得)(強) ・返納金(介護保険給付費等:不当利得)(非強) ・居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金(私)	第6
福祉部障がい福祉室 (中村弁護士)	・過年度分介護給付費返還金(移動支援)(私) ・障害者福祉自己負担納入金(あいほうぶ吹田給食材料費)(私)	第7
健康医療部国民健康保険課 (城之内弁護士)	・国民健康保険料(強) ・後期高齢者医療保険料(強) ・一般被保険者返納金(非強)	第8
都市計画部住宅政策室 (若林弁護士)	・住宅使用料、借上型住宅使用料、借上型市営住宅共益費入居者負担金、住宅共益費入居者負担金(いずれも私)	第9
下水道部経営室 (中村弁護士)	・下水道使用料(強)	第10
学校教育部学校教育室 (東弁護士)	・小学校給食費(私) ・学校徴収金(私、非公会計)	第11
地域教育部放課後子ども育成室 (浦野会計士)	・留守家庭児童育成室使用料(非強)	第12
水道部総務室 (幡野弁護士)	・水道料金及びメーター料(私)	第13

※債権の性質で、(強)は強制徴収公債権、(非強)は非強制徴収公債権、(私)は私債権を意味する。

※以後、本報告書では所管室課名について、原則として部を省略し室課名のみで表記している。

## 第1 地方自治体の有する債権の種類

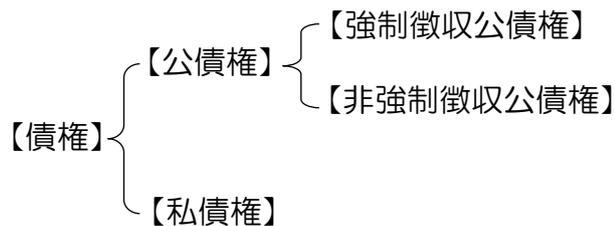
### 1 債権の種類

#### (1) 地方公共団体の保有する債権

地方自治法上の財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、地方公共団体が「財産」として管理の対象としている「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう（地方自治法第237条第1項、第240条第1項）。具体的には、貸付金や収入未済金等である。

債権は、公法上の原因又は公法関係から発生した債権（以下「公債権」という。）と私法上の原因又は私法関係から発生した債権（以下「私債権」という。）に区分される。ただし、公債権、私債権の区分は、必ずしも法令等で明確に規定されているわけではない。

公債権は地方税（国税）の滞納処分の例により、地方公共団体が裁判手続を経ることなく自ら強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と、裁判手続を行い、裁判所の命令によらなければ強制執行できないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。



#### (2) 公債権と私債権の区分

強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権の各区分における主な債権は、次の表のとおりである。

区 分	例 示
強制徴収公債権	地方税、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（下水道使用料、道路占用料、国民健康保険料、介護保険料、保育所等保育料、生活保護費返還金の一部 <sup>※</sup> 等）
非強制徴収公債権	行政財産の目的外使用料、法律に滞納処分によることができる旨の定めのない使用料・手数料（ただし、市営住宅の家賃、水道料金は判例により私債権とされている。）
私債権	各種資金・普通財産の貸付金、普通財産の売払いによる債権、契約解除に伴う違約金等、市営住宅の家賃、水道料金、参加費・利用料等の実費

※生活保護費返還金については、吹田市においては、平成26年7月以降の支給分における生活保護法第78条の徴収金及び平成30年10月以降の支給分における生活保護法第63条の返還金で債務者の申し出があるもののみ強制徴収公債権と分類し、それ以外は従来どおり非強制徴収公債権として分類している。

## 2 債権管理上の主な留意事項

強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権の主な相違点は、以下のとおりである。

### 【債権の区分による主な相違点】

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
裁判手続によらず差押えができる（自力執行権の有無）	○（可能）	×（差押えには支払督促などの裁判手続が必要）	×（差押えには支払督促などの裁判手続が必要）
滞納者からの消滅時効の援用がなくても時効期間経過により債権が消滅	○（消滅する。）	○（消滅する。）	×（滞納者からの援用があるまでは消滅しない。）
遅延損害金の請求	①地方税 地方税法第326条第1項、第369条第1項等により延滞金を徴収可能 ②その他の債権 地方自治法第231条の3第2項により条例制定が必要	地方自治法第231条の3第2項により条例制定が必要	民法第419条第1項本文、第404条により法定利息年3%（ただし変動制）は条例や契約書に定めがなくても法律上は請求可能
滞納者からの同意を得ずに財産調査する権限があるか	地方自治法第231条の3第3項により国税徴収法第141条質問・検査権、第142条搜索が可能	滞納者から同意を得て任意調査が原則。 ただし、判決等の執行力ある債務名義を有する金銭債権の債権者であれば、同意がなくても一定の要件のもと財産開示手続（民事執行法第196条以下）や、弁護士法第23条の2の弁護士会照会制度の活用可能	
徴収緩和措置、不納欠損	①停止措置 滞納処分の執行停止（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条の7） ②履行期限の延長 徴収の猶予（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条）、換価の猶予（地方税法第15条の5） ③免除・権利放棄 滞納処分の執行停止が3年間継続したとき等は義務消滅（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第15条の7第4項、第5項）	①停止措置 徴収停止（地方自治法施行令第171条の5） ②履行期限の延長 履行延期の特約等（地方自治法施行令第171条の6） ③免除・権利放棄 免除（地方自治法施行令第171条の7） 権利の放棄は原則として地方自治法第96条第1項第10号による議会の議決が必要。自治体によっては、債権管理条例を制定し、一定の要件を満たした場合に議会の議決なしに債権放棄が可能としている。	

## 第2 吹田市における債権管理回収の概要

### 1 吹田市債権管理回収に関する事務に関連する組織

#### (1) 税務部債権管理課について

債権管理回収における債権管理課の役割は主として以下のとおりである。

#### 【全庁的な債権管理に係る業務（庶務・企画グループ）】

##### (ア) 市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整

###### a 弁護士への相談業務の実施[令和2年度から実施]

債権管理に精通している弁護士2名と業務委託契約を交わし、債権所管室課からの相談に対する助言、指導を行う。

###### b 債権管理課での相続人調査の実施[令和3年度から実施]

市税を除く市債権を滞納している者が亡くなった場合、相続人に対して債権の請求を行う必要があることから、債権所管室課からの依頼に基づいて相続人調査を債権管理課で実施する。

##### (イ) 債権管理状況の調査・ヒアリング

###### a 債権管理状況の調査

過去3年間の収納状況や債権管理台帳の整備状況、収入未済の債権の対策について、債権所管室課から調査票を提出してもらい、市債権の債権管理状況を分析する。

###### b 債権管理に関するヒアリング

提出のあった調査票をもとに、債権管理に関する実施内容の詳細や疑問部分についてヒアリングを実施し、債権管理台帳の整備状況の確認をする。

##### (ウ) 債権徴収・整理計画の策定[平成28年度から実施]

収入未済のある市債権に対し、前年度の徴収率以上を原則として、現年度や滞納繰越分ごとの目標徴収率や徴収額、不納欠損見込額の設定を行う。なお、平成29年度からは設定した目標徴収率や徴収額などに関して、市のホームページで公開している。

##### (エ) 徴収不能と見込まれる強制徴収公債権以外の債権の整理

##### (オ) 債権管理に関する研修に係る業務

###### a 債権管理入門研修

###### b 時効管理研修

###### c 外部講師による時事研修

###### d 実務基礎能力習熟度チェック

#### 【強制徴収公債権の滞納整理事務推進に係る業務（滞納整理グループ）】

##### (ア) 徴収困難な公課の滞納整理事務の移管[平成29年度から実施]

一部の強制徴収公債権について、徴収の努力を行ったにもかかわらず徴収が困難なものに関しては債権管理課へ移管し、滞納処分を前提とした徴収業務を行う。その際には、税情報を活用の上、徴収の効率性の向上を図る。

#### (イ) 財産調査・交付要求業務の一元化[平成 30 年度から実施]

事務の効率化及び徴収機会の拡張を目的として、市税を含む強制徴収公債権の財産調査及び交付要求事務の一部を債権管理課において一元的に実施している。吹田市では、強制徴収公債権相互の間の情報共有は行っているものの、地方税法上の守秘義務の観点から、強制徴収公債権の財産調査権に基づき取得した情報を非強制徴収公債権や私債権とは共有していない。

#### (2) 債権管理検討部会、債権管理推進会議

債権管理検討部会及び債権管理推進会議は、いずれも年 2 回程度開かれる会議であり、債権管理検討部会が課長級会議、債権管理推進会議が部長級会議である。

債権管理検討部会においては、各債権所管室課の有する債権について、議会の議決を経ずに債権放棄ができる要件を定めている吹田市債権管理条例第 9 条第 1 項各号への該当性をチェックし、債権放棄の適否を検討する。

債権管理検討部会において債権放棄が適当であると認められた債権については、債権管理推進会議に諮り、承認を得ることとなる。

債権管理推進会議において債権放棄が承認された債権は、各債権所管室課より放棄の起案処理を行い、債権管理者（市長又は水道事業管理者）の決裁を受けて債権放棄が確定する。債権放棄の確定後、不納欠損として会計処理が行われる。

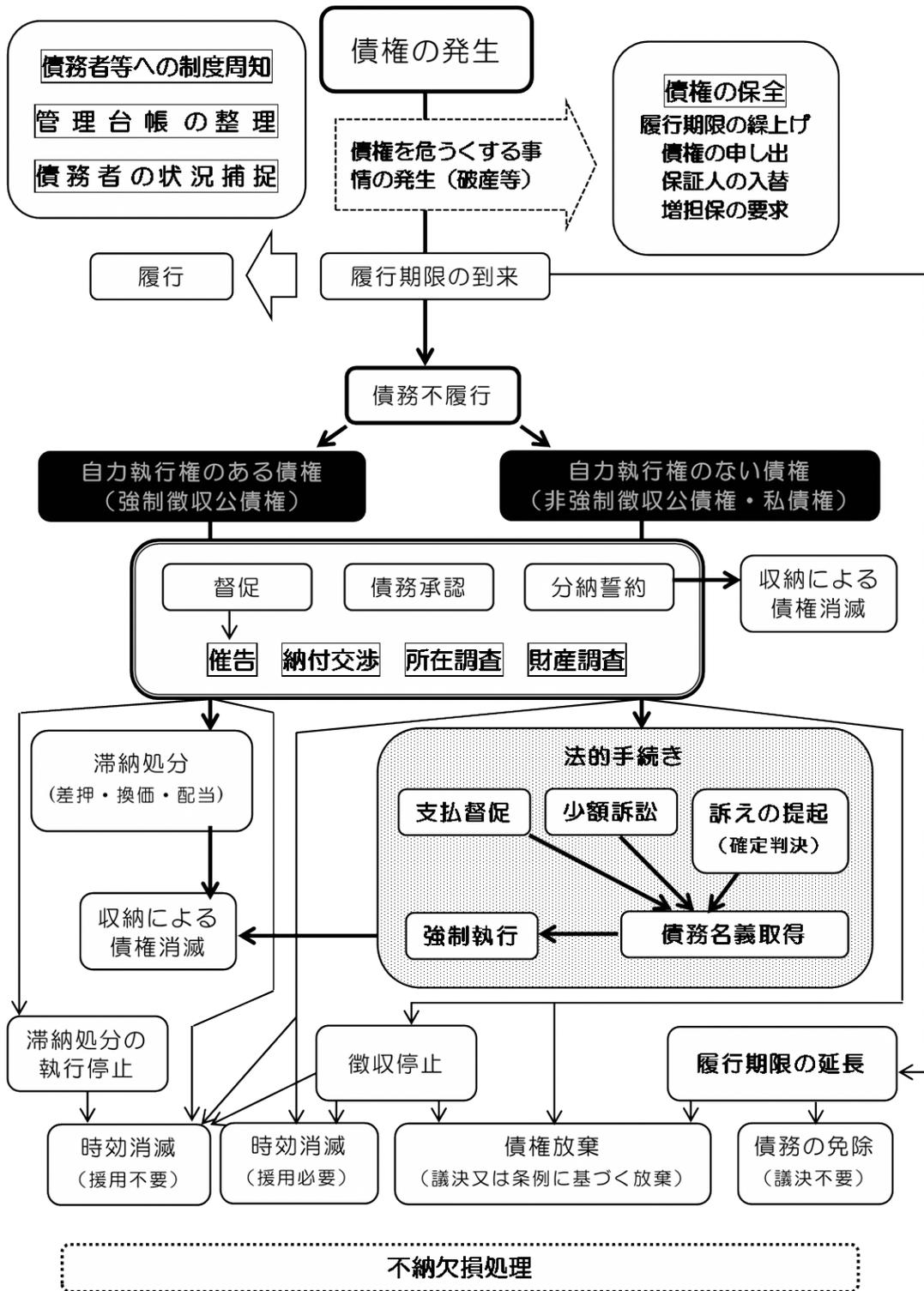
## 2 吹田市債権管理条例(平成 25 年 4 月 1 日から施行)

私債権については、消滅時効期間が経過しても、滞納者からの時効援用の意思表示がない以上、債権は消滅しない。このため、不納欠損処理を行うためには、債権放棄が必要となるが、債権放棄については地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号による議会の議決が必要とされている。しかしながら、実際には議会の議決を経た上での債権放棄は、事務量や時間、個人情報開示の問題等から困難であり、私債権について不納欠損処理がなされないまま不良債権化した債権が多く存在するとの問題があった。このため、適切な滞納整理を行った上で不良債権を整理していくことを目的として、地方自治法の規定により吹田市債権管理条例が制定された。

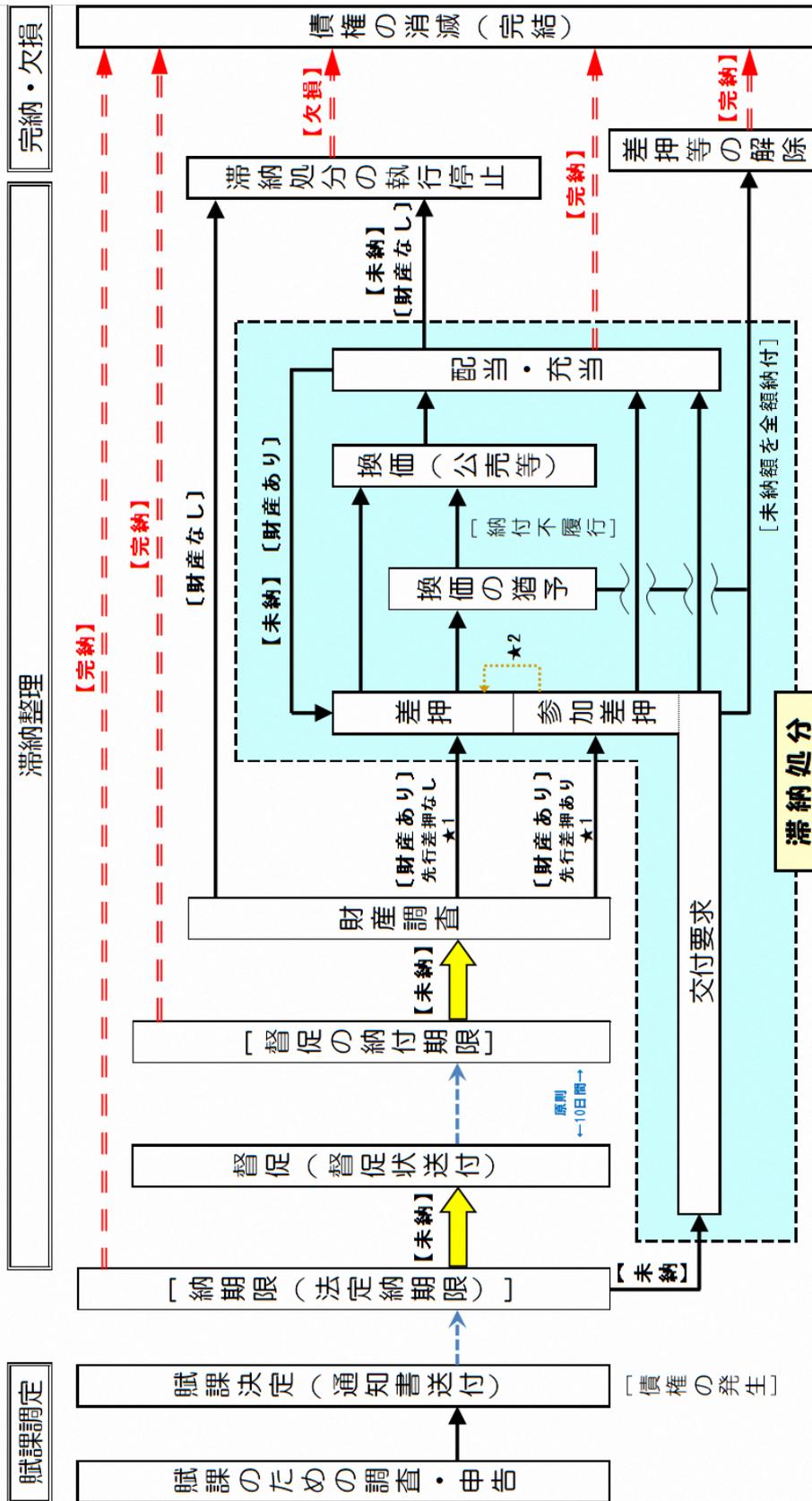
## 3 債権管理業務の流れ

吹田市における債権管理業務の流れについては、債権管理課が策定した「吹田市債権管理基本マニュアル」において、また、強制徴収公債権の債権管理については「強制徴収公債権の滞納整理の手順について」において、以下のフロー図のとおり整理されている。

# 1 債権管理業務のフロー



# 強制徴収公債権の滞納整理の流れ



★1 参加差押については参加差押できる財産のみ。それ以外の財産は先行差押があっても差押（二重）になります。  
 ★2 差押の次順位の参加差押については、先行の差押が解除されたときに執行機関へ届出し、差押と同様の効力を持つこととなります。  
 ※ 納期限後から債権の消滅に至るまでの期間については、個々の案件により異なります。また、滞納処分の実施要件に催告、差押予告は含まれませんので、督促の納付期限後において滞納の債権に対して滞納の債権に対して催告等を実施していただきます。

## 第1 主な債権についての徴収率等の推移及び他市との比較

### 1 概要

本監査においては、吹田市より、債権徴収・整理計画の残存するデータとして平成28年度以降の計画データの提供を受け、調定額が高額に及ぶ以下の債権について、現年度分の調定額及び実績徴収率（徴収額／調定額）、滞納繰越分の調定額及び実績徴収率（徴収額／調定額）の推移を整理し、分析することとした。

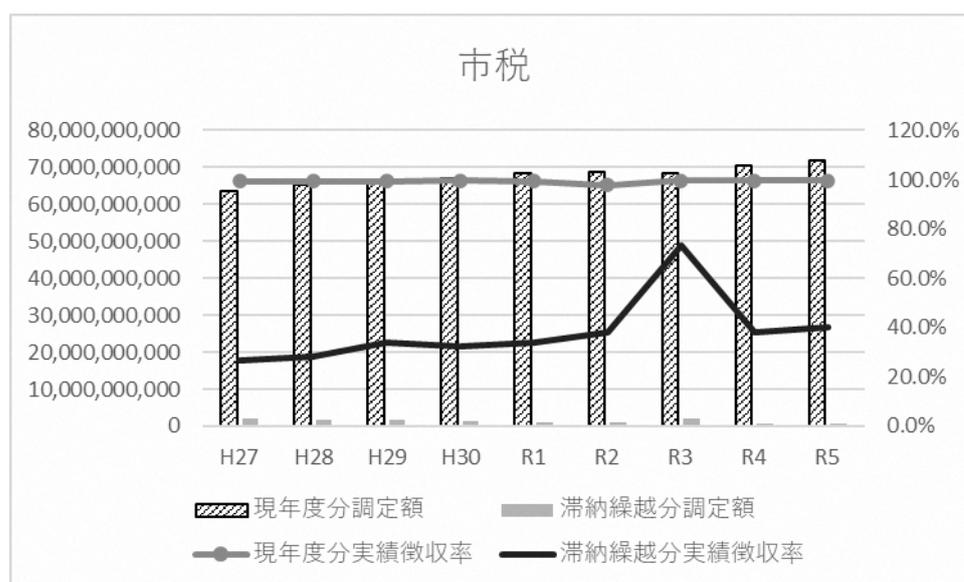
（分析対象債権）

- 市税（強制徴収公債権（吹田市債権徴収・整理計画上の分類（以下同じ。）））
- 保育所等保育料（強制徴収公債権）
- 介護保険料（強制徴収公債権）
- 国民健康保険料（強制徴収公債権）
- 後期高齢者医療保険料（強制徴収公債権）
- 生活保護法第63条返還金（非強制徴収公債権）
- 住宅使用料（私債権）
- 下水道使用料（強制徴収公債権、企業会計）
- 水道料金及びメーター料（私債権、企業会計）

また、他市情報との比較については、吹田市に対し参考情報の提供を求め、情報提供があったものについては、それぞれ可能な範囲で言及することとした。

## 2 市税(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位：円)	滞納繰越分調定額 (単位：円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	63,568,646,146	2,034,471,115	99.2%	26.6%
H28	65,437,679,833	1,851,829,872	99.3%	28.2%
H29	66,096,490,585	1,622,515,046	99.4%	33.7%
H30	67,151,271,338	1,319,772,075	99.5%	32.4%
R1	68,362,984,831	1,097,473,491	99.4%	34.1%
R2	68,796,844,938	1,007,277,435	97.9%	38.2%
R3	68,463,386,649	2,017,742,443	99.6%	73.3%
R4	70,530,801,149	789,112,616	99.6%	38.0%
R5	71,743,674,359	747,165,779	99.6%	40.2%



(調定額の単位：円)

現年度分については100%に近い徴収率が実現できているが、滞納繰越分の徴収率はおおむね30%から40%で推移している。令和3年度に限っては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置に関連するものとして滞納繰越分が増加しているが、その徴収率は73.3%と高い実績であった。

なお、吹田市の徴収率に関する他市との比較については、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）の令和5年度徴収率を比較すると（吹田市から提供を受けた府集計の非公表データに基づく）、市税全体及び主要税目ごとの徴収率順位は、以下のとおりであった。

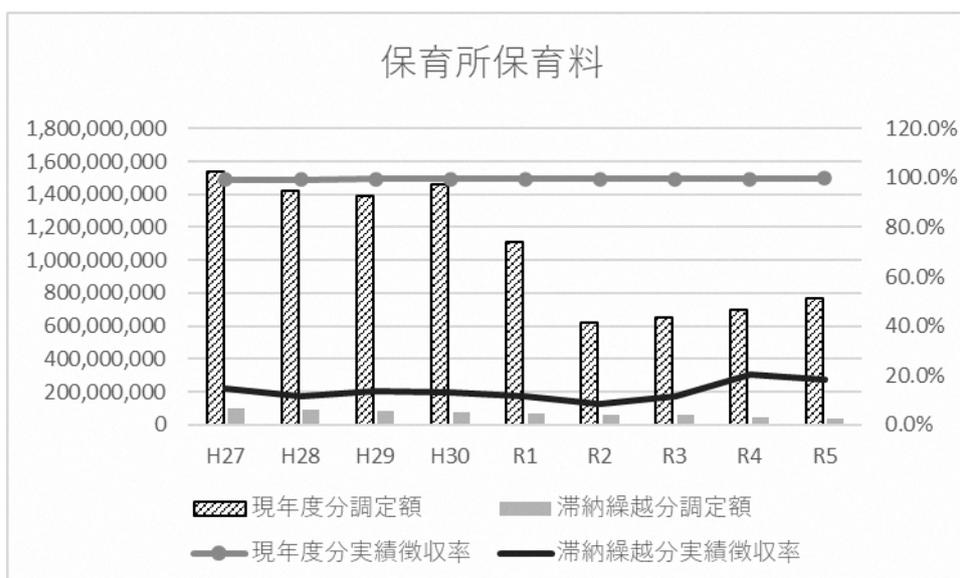
税目	区分	徴収率	7市中順位
市税（全体）	現年度分	99.6%	3位
	滞納繰越分	40.3%（※1）	5位
所得割	現年度分	99.4%	2位タイ
	滞納繰越分	37.5%	4位
法人税割	現年度分	100.0%（※2）	3位
	滞納繰越分	25.1%	7位
固定資産税	現年度分	99.8%	3位
	滞納繰越分	46.4%	5位
軽自動車税	現年度分	98.3%	5位
	滞納繰越分	38.5%	3位

※1 冒頭の表にある市税の滞納繰越分実績徴収率が40.2%のところ、上記の表では40.3%となっており差異が生じている。これは、冒頭の表は吹田市の決算における数値であり、各税目における還付未済額について、雑入に計上することとなっているのに対し、上記の表の府の集計資料は、国の決算統計第6表から引用し作成されたもので、還付未済額を各税の収入済額に計上しているため、とのことである。

※2 上記※1のとおり、吹田市の決算では、各税目における還付未済額について、雑入に計上することとなっているため、必ず調定額 $\geq$ 収入済額となる。一方、国の決算統計においては、各税の収入済額に計上することとされているため、調定額 $<$ 収入済額となることがあり、このとき、収入率は100%を超えることになる。このため吹田市の徴収率が100.0%（小数点第4位四捨五入後）であるが、7市中順位では3位となっている、とのことである。

### 3 保育所等保育料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	1,533,813,800	99,548,241	99.2%	14.4%
H28	1,417,918,125	91,254,391	99.3%	11.4%
H29	1,391,966,000	80,372,501	99.4%	13.4%
H30	1,462,175,450	72,310,771	99.4%	13.0%
R1	1,108,407,150	66,371,700	99.5%	11.3%
R2	622,205,380	59,474,120	99.5%	8.2%
R3	647,298,170	56,799,550	99.6%	11.4%
R4	698,205,710	47,248,210	99.6%	20.3%
R5	766,067,430	35,020,220	99.7%	18.2%



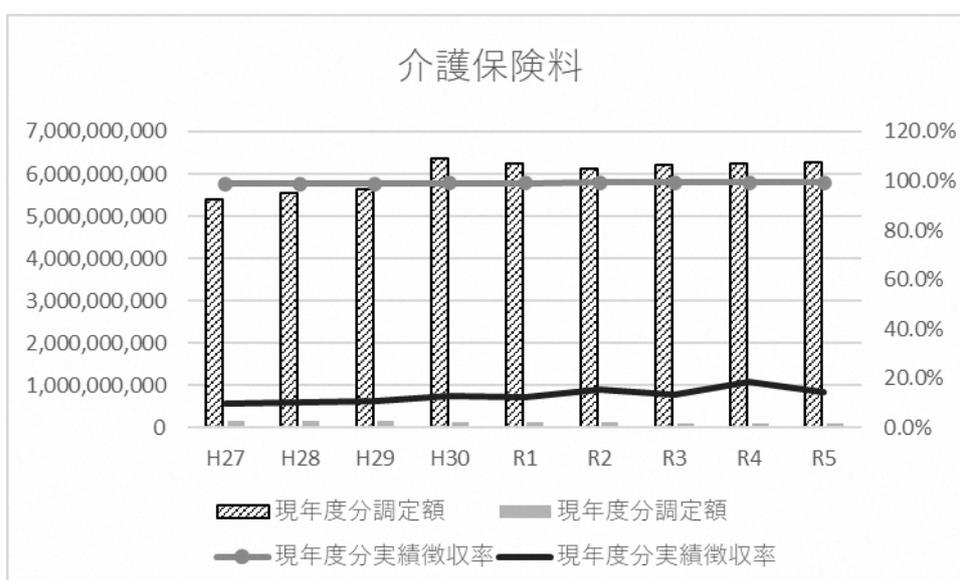
(調定額の単位:円)

吹田市は、令和元年10月から、保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する主に3歳児クラスから5歳児クラスまでの子供、及び、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子供を対象に、幼児保育・保育の無償化制度が実施されており、それに伴い、令和元年度以降調定額が減少している。

現年度分の徴収率は100%に近い数字で推移しているが、滞納繰越分の徴収率は、令和4年度、令和5年度は、他年度に比較して高水準となっており上昇傾向にあるといえる。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、保育所等保育料については、令和4年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

#### 4 介護保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実 績徴収率
H27	5,395,254,851	157,027,830	98.7%	9.7%
H28	5,539,692,320	154,853,242	98.7%	10.3%
H29	5,626,092,671	150,102,174	98.8%	10.6%
H30	6,350,246,954	147,987,539	99.1%	12.7%
R1	6,235,363,824	136,986,697	99.1%	12.1%
R2	6,114,209,906	129,545,216	99.3%	15.3%
R3	6,213,023,812	110,241,922	99.3%	13.5%
R4	6,243,989,567	101,216,456	99.4%	18.5%
R5	6,279,264,733	105,814,913	99.4%	14.2%



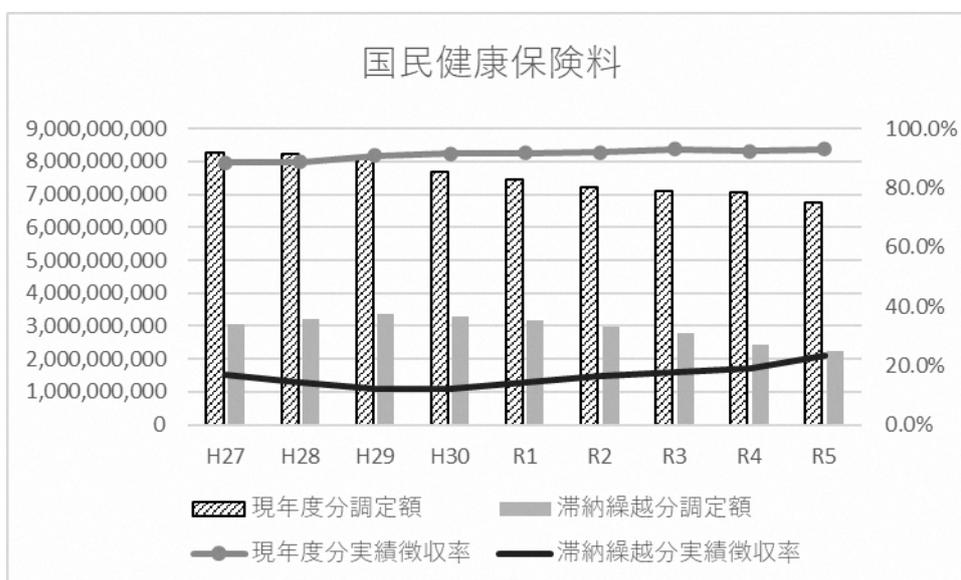
(調定額の単位:円)

現年度分の徴収率は100%に近い水準で推移している。一方、滞納繰越分はおおむね10%台で推移しているが、徐々に徴収率は上昇傾向にあるとも読める。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、介護保険料については、令和4年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

なお、大阪府内北摂7市(茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市)の介護保険料収納率(徴収率)を比較すると(吹田市から提供を受けた非公表データに基づく)、令和5年度決算値によれば、吹田市は、現年度分徴収率が7市中3位と中位にあるが、滞納繰越分の収納率が7位と最下位に位置している。

## 5 国民健康保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績徴収率	滞納繰越分実績徴収率
H27	8,247,972,400	3,068,462,033	88.6%	16.7%
H28	8,219,592,070	3,222,782,398	88.7%	14.5%
H29	8,108,380,710	3,351,328,131	90.8%	12.2%
H30	7,683,448,400	3,292,795,252	91.4%	12.2%
R1	7,453,066,330	3,178,274,250	91.7%	14.5%
R2	7,201,704,520	2,986,734,829	92.0%	16.6%
R3	7,118,088,030	2,774,874,616	93.0%	17.7%
R4	7,072,248,270	2,439,712,054	92.3%	18.9%
R5	6,744,754,700	2,258,186,967	93.1%	23.2%



(調定額の単位：円)

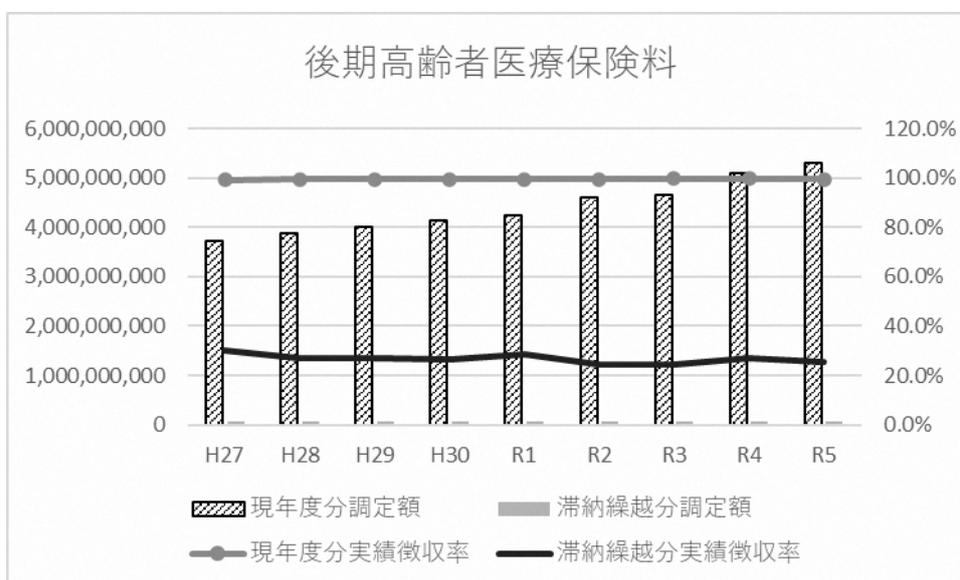
少子高齢化に伴い、現年度分の調定額は減少傾向にある。また、滞納繰越分は現年度分調定額の3分の1程度の規模で毎年推移しており、他の債権に比して、滞納繰越分の調定額の規模が大きい。

現年度分の徴収率は、かつての80%台から近年は90%台へと改善傾向がみられるが、他の強制徴収公債権に比較すると、やや低い水準にとどまる。滞納繰越分の徴収率は、平成29年度、平成30年度の14%台を底としてその後、改善傾向にあり、令和5年度は23%にまで増加している。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、国民健康保険料については、平成30年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

一般被保険者に関する国民健康保険料の収納率は、令和4年度実績として、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）のなかで、現年分及び滞納繰越分ともに、吹田市は、7市中6位に位置している（出典：大阪府健康保険団体連合会、公表資料）。

## 6 後期高齢者医療保険料(強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	3,720,183,763	67,733,095	99.2%	30.3%
H28	3,877,397,338	67,557,292	99.3%	27.0%
H29	4,016,334,811	58,279,358	99.3%	27.2%
H30	4,132,702,728	59,898,149	99.4%	26.3%
R1	4,250,603,092	60,915,954	99.4%	28.3%
R2	4,613,313,589	59,272,683	99.5%	24.4%
R3	4,658,526,580	62,536,815	99.6%	24.4%
R4	5,083,089,418	57,351,278	99.6%	27.1%
R5	5,306,061,196	57,169,689	99.5%	25.3%



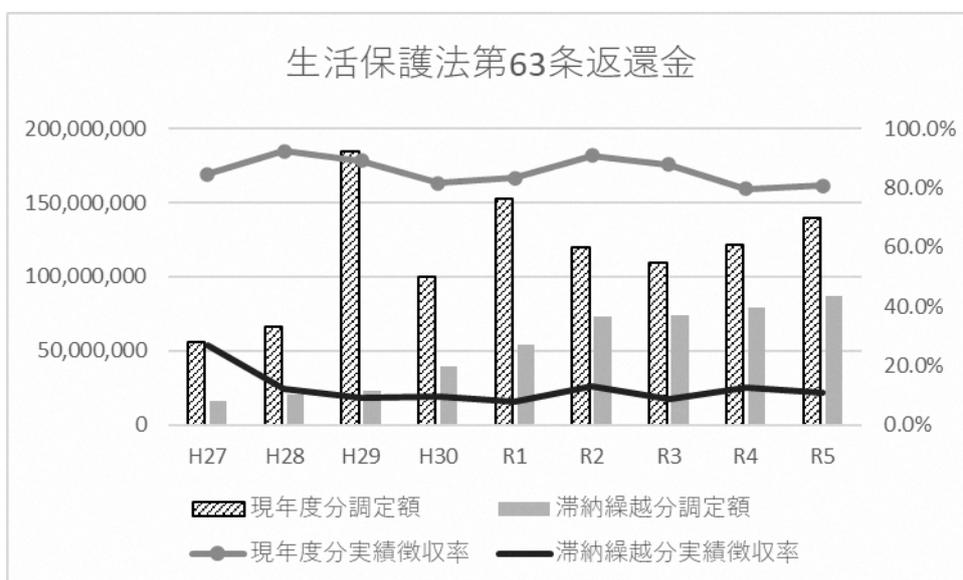
(調定額の単位：円)

高齢化に伴い調定額も増加傾向にある。現年度分の徴収率は100%に近い数字で推移しており、滞納繰越分の徴収率も20%台で推移し、市税に次ぐ高水準を維持している。この点、第2編、第2、3の債権管理課の業務で紹介したように、後期高齢者医療保険料については、令和4年度から徴収困難な債権の一部について債権管理課への移管を開始している。

なお、大阪府内北摂7市（茨木市、池田市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市、吹田市）で比較すると（吹田市からの非公表データに基づく）、吹田市は、令和5年度現年度分収納率が7市中5位、滞納繰越分の収納率が7市中7位と最下位にある。

## 7 生活保護法第63条返還金(非強制徴収公債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実 績徴収率
H27	55,460,381	16,146,442	84.5%	26.9%
H28	66,127,005	20,383,017	92.3%	12.0%
H29	184,577,858	22,641,028	89.2%	9.0%
H30	100,273,602	39,640,555	81.7%	9.4%
R1	152,687,288	54,278,842	83.4%	7.8%
R2	119,508,677	73,447,853	91.0%	13.2%
R3	109,512,126	73,969,120	87.8%	8.6%
R4	121,125,780	79,051,473	79.6%	12.4%
R5	140,102,160	87,210,742	80.6%	10.7%



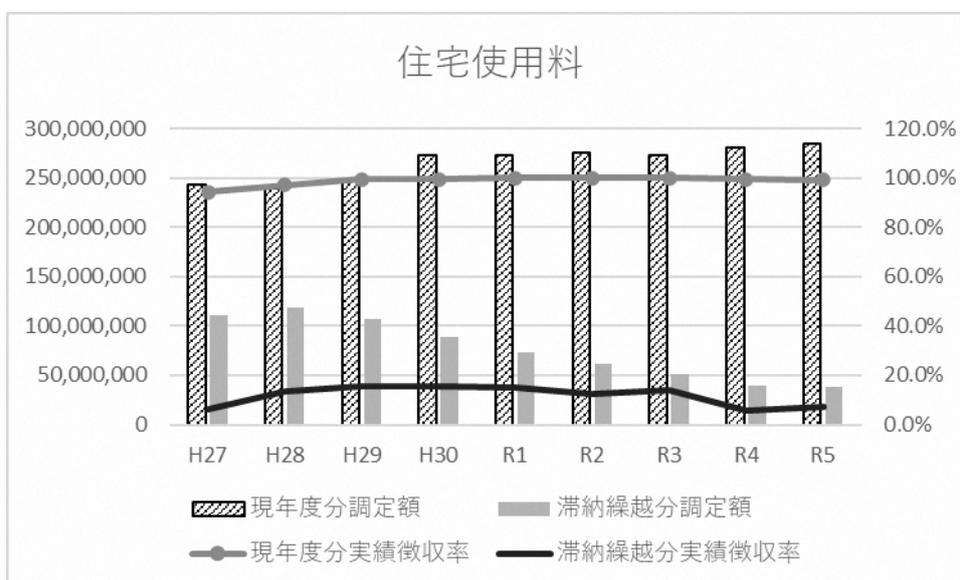
(調定額の単位：円)

現年度分の調定額は年度によってばらつきがあるが、滞納繰越分は増額傾向にある。

現年度分徴収率は、80%を下回る年度もみられるが、近年おおむね80%台で推移している。滞納繰越分の徴収率は、10%前後で推移し、強制徴収公債権に比して低水準にある。

## 8 住宅使用料(私債権)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実績 徴収率
H27	242,774,600	110,958,480	94.2%	6.1%
H28	239,153,300	118,235,170	97.1%	13.7%
H29	247,740,600	106,642,020	99.4%	15.4%
H30	272,681,300	88,317,000	99.5%	15.7%
R1	273,237,000	73,434,810	100.0%	15.1%
R2	275,856,900	61,378,700	99.9%	12.6%
R3	272,778,600	51,378,420	100.0%	13.8%
R4	280,158,700	39,636,800	99.5%	5.9%
R5	284,232,200	38,163,760	99.2%	7.2%



(調定額の単位：円)

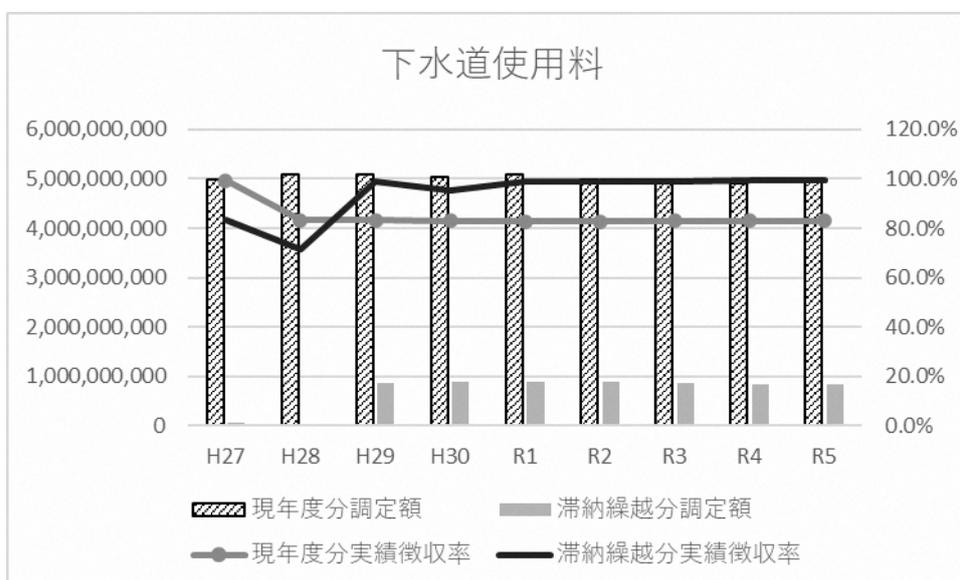
現年度分の調定額は平成 29 年から平成 30 年にかけて増加し、徴収率は、近年 100%に近い水準で推移している。

滞納繰越分については、調定額が減少傾向にあるものの、徴収率は低く、近年 10%を下回るものとなっている。この点、令和 4 年 4 月から市営住宅管理等の維持管理、市営住宅の賃料の収納等に関する業務について、指定管理者制度を導入している（第 7 編、第 9 の住宅政策室参照）。

なお、全国の中核市における住宅使用料の収入状況（吹田市からの非公表データ）と比較すると、吹田市は、令和 5 年度現年度分収納率が全国 62 中核市のうち 19 位、滞納繰越分が 41 位にある。

## 9 下水道使用料(強制徴収公債権、企業会計)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額 (単位:円)	現年度分実績徴収率	滞納繰越分実績徴収率
H27	4,985,729,217	64,432,900	99.4%	83.5%
H28	5,092,933,875	39,323,213	83.2%	71.6%
H29	5,077,073,649	864,152,451	83.3%	98.9%
H30	5,049,019,826	891,178,920	83.1%	95.2%
R1	5,089,244,457	895,821,700	82.7%	99.0%
R2	4,990,400,937	889,747,287	82.6%	99.1%
R3	4,957,032,761	873,728,948	83.0%	99.1%
R4	4,914,010,332	851,199,476	83.1%	99.2%
R5	4,951,810,294	837,607,897	83.1%	99.2%



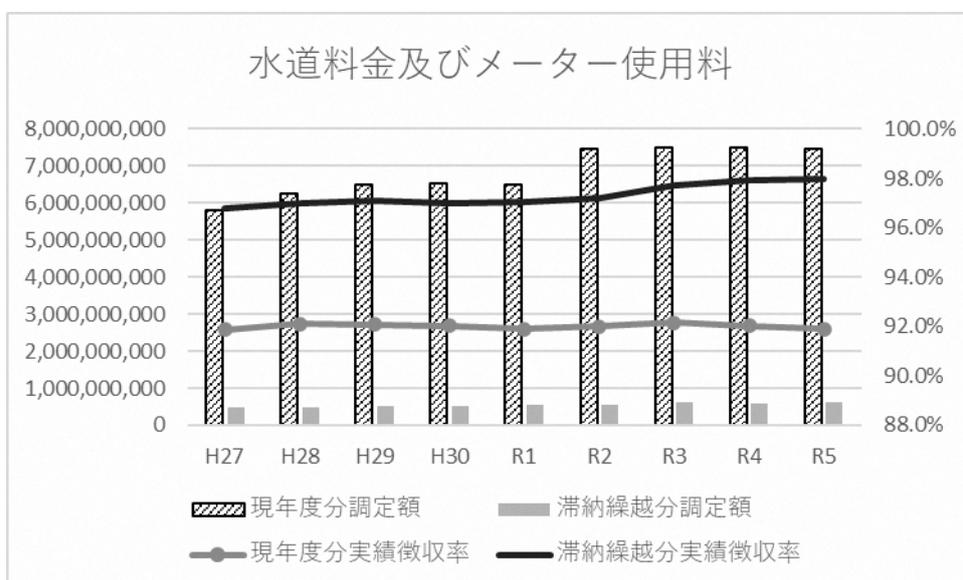
(調定額の単位:円)

下水道事業は、平成29年4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行している。

公営企業会計導入以降、現年度徴収率が80%台前半、滞納繰越分の徴収率が100%に近い水準で推移しており、現年度分と滞納繰越分の徴収率の逆転現象がみられる。これは、所管室の説明によると、「下水道使用料は2か月ごとの調定となっており、3月に調定された2か月分は翌月以降に収入となります。これに伴い、公営企業会計では出納整理期間がないことから、「債権徴収の整理計画書」の現年度分・収入未済額が多額となり、収入(徴収)率に影響しております。」とのことであった。

## 10 水道料金及びメーター料(私債権、企業会計)

年度	現年度分調定額 (単位:円)	滞納繰越分調定額(単位:円)	現年度分実績 徴収率	滞納繰越分実 績徴収率
H27	5,808,574,387	486,266,068	91.9%	96.8%
H28	6,237,060,396	485,990,550	92.1%	97.0%
H29	6,486,012,502	505,635,948	92.1%	97.1%
H30	6,535,697,883	529,499,444	92.0%	97.0%
R1	6,501,187,499	538,534,963	91.9%	97.0%
R2	7,455,241,729	542,522,444	92.0%	97.2%
R3	7,507,373,589	608,852,198	92.2%	97.7%
R4	7,481,398,311	600,755,870	92.0%	97.9%
R5	7,465,211,324	609,110,822	91.9%	98.0%



(調定額の単位:円)

調定額は増加傾向にある。徴収率は、下水道使用料と同様に、現年度分と滞納繰越分の逆転現象が生じているが、所管室によれば「現年度分の収入未済額のほとんどが3月分(納期限が次年度4月10日)であるため、現年度分が滞納繰越分より収入(徴収)率が低くなっている」とのことであり、公営企業会計上の処理方法の影響を受けたものである。

なお、現年度・滞納繰越分の合計収納率については、中核市における令和3年度実績(吹田市からの非公表データ)を比較すると、57中核市中5位タイ(99.97%、平均99.85%)であった。

## 第2 滞納債権の傾向

### 1 オープンデータ情報

吹田市は、滞納債権に関する情報として、年度別に以下の情報を公表している。

- ① 収入未済額調（過去5年間）
- ② 不納欠損額調（過去5年間）
- ③ 債権管理課への各債権の移管状況
- ④ 債権管理課への移管債権の滞納整理状況の推移
- ⑤ 債権管理課への移管債権の滞納処分状況の推移

これらのうち、①収入未済額調及び②不納欠損額調については、平成24年度以降の実績値を把握できることから、その推移を分析した。

### 2 収入未済額・不納欠損額の推移

#### (1) 収入未済額

①一般会計全体、(一般会計のうち)②市税、③分担金及び負担金<sup>1</sup>、④使用料及び手数料<sup>2</sup>、⑤特別会計全体、(特別会計のうち)⑥国民健康保険料、⑦介護保険料、⑧後期高齢者医療保険料について、そして、⑨一般会計及び特別会計の合計を、それぞれ折れ線グラフでその推移を示したものが次頁のものである。

近年は、おおむね全体として収入未済額は減少傾向にある。令和2年度の収入未済額の増加は、市税の収入未済が影響しており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一時的な事象であると考えられることは、債権徴収整理計画上の市税の実績値の分析において述べたとおりである。

#### (2) 不納欠損額

上記①～⑨についての不納欠損額の推移を表したのは次々頁のとおりである。

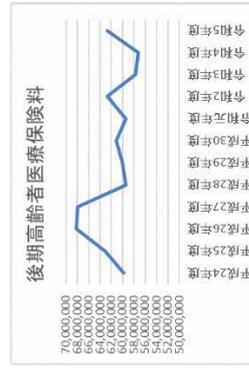
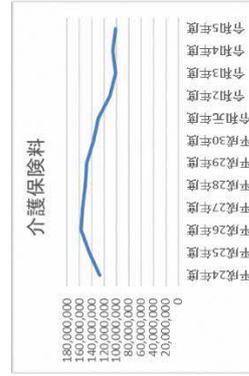
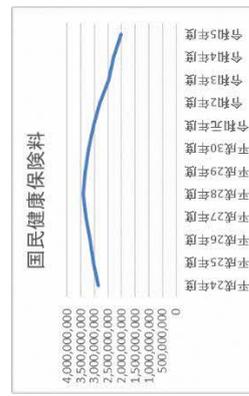
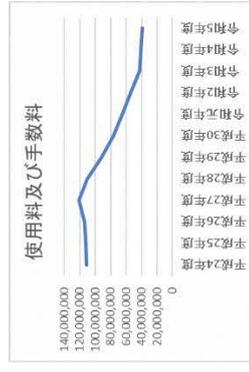
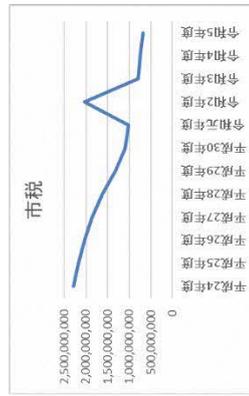
一般会計、特別会計、またその合計の推移をみれば、全体としては収入未済額と同様、おおむね減少傾向にあると読めるが、例えば、一般会計における分担金及び負担金は令和2年度以降増加傾向にあり、使用料及び手数料も各年度における高低があり、一概に増加傾向又は減少傾向にあるとも言えない。

---

<sup>1</sup> 分担金及び負担金は、民生費負担金（老人福祉費負担金（福祉部）、児童福祉費負担金（児童部））を内容とする。

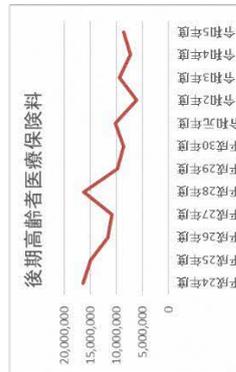
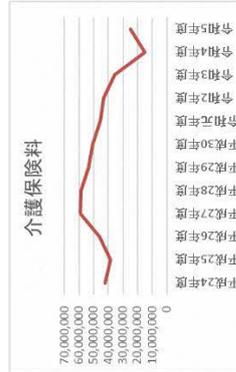
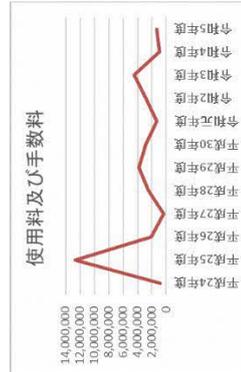
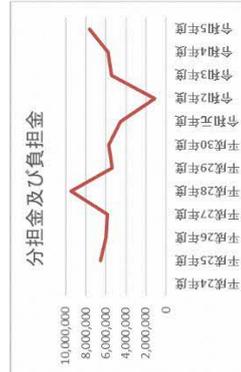
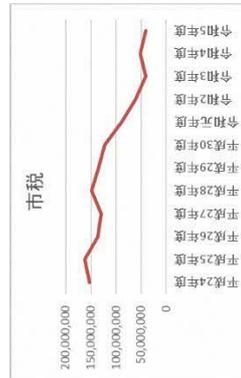
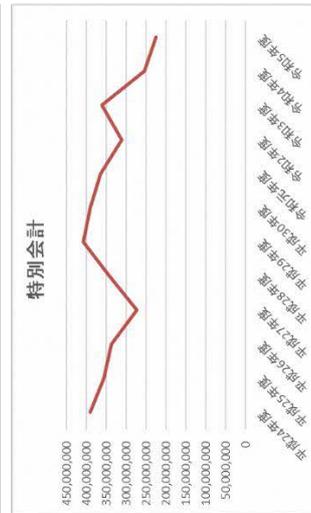
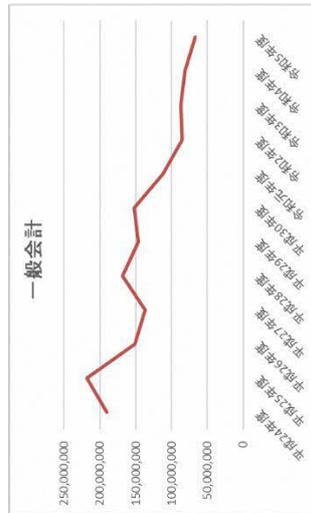
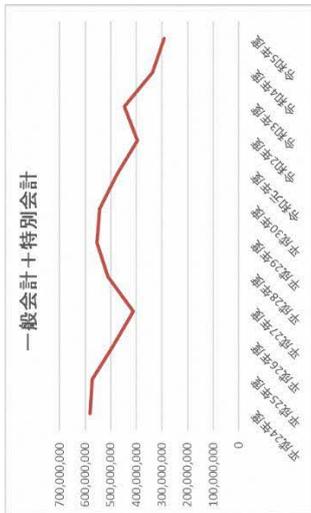
<sup>2</sup> 使用料及び手数料は、総務使用料（スポーツグラウンド使用料、文化会館使用料等（都市魅力部））、民生使用料（留守家庭児童育成室使用料（地域教育部）、幼保連携型認定こども園使用料（児童部）等）、衛生使用料、土木使用料（住宅使用料（都市計画部）、道路占用料（土木部）、教育使用料（スポーツグラウンド使用料（児童部））などを内容とする。

<収入未済額の推移>



(単位：円)

<不納欠損額の推移>



(単位：円)

## 第4編 債権管理回収に関する共通質問と回答

### 第1 各室課に対する債権管理回収に関する共通質問と回答の概要

債権管理回収を担当している所管室課に対して、いくつかの共通質問を行った。その結果の概要を紹介する。

#### 1 各室課での独自マニュアルの有無

債権管理課が各債権に共通のマニュアルとして制定準備しているものを確認したところ、下記のとおりであった。

##### 【共通マニュアル】

- 債権管理基本マニュアル【別添に債権管理推進会議設置要領、債権管理台帳、債権放棄検討調書、債権放棄調書、滞納者情報交換の制限の考察等】
- 強制徴収公債権の滞納整理の手順について
- 債権管理を伴うシステム構築に関する指針
- 強制徴収公債権の滞納整理強化に関する WT 会議手順書【強制徴収公債権の財産調書手順、交付要求】
- その他【改正民法の要点について、強制徴収公債権執行停止取扱基準、私債権財産調査同意書取扱い】

上記以外に各室課でも独自のマニュアルがあるか否かを確認したところ、必ずしもマニュアルというものではないものも含めてであるが、次の回答であった。

##### 【各室課の独自マニュアル等】

室課名	マニュアル等
会計室	事務の手引き会計編
国民健康保険課	令和6年度滞納整理方針
住宅政策室	市営住宅家賃滞納整理要領、フローチャート
障がい福祉室	自立支援給付不正利得徴収事務要領
水道部総務室	法的手続処理手続
生活福祉室	吹田市福祉事務所債権管理事務の手引き
納税課	執行停止第1号研修資料 ver3、市税延滞金減免取扱要領
放課後子ども育成室	児童手当からの留守家庭児童育成室保育料の徴収に関する取扱指針
文化スポーツ推進室	文化会館使用料 債権管理マニュアル

#### 2 各室課が債権管理をどのようにしているか、参考書式の活用有無

##### 質問①（債権管理の方法）への回答

室課	回答
水道部総務室	債権管理業務では主に各種コンピューターシステムを使用し、非定型的な資料、情報の管理の際に各種ソフトを使用しています。紙台帳は使用していません。
国民健康保険課	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料は電算処理システムを導入し管理している。 一般被保険者返納金は財務会計システムで調定処理のみを行い、エクセルファイルで債権管理している。

室課	回答
放課後子ども育成室	保育料と児童の入退室を管理している独自システムを採用しており、財務会計システム等のシステムとの併用は行っておりません。
住宅政策室	住宅管理システムにてデータ管理しており、督促状、催告状その他の送付はエクセルにて作成している。財務会計システム及び紙媒体による管理は行ってない。※なお、監査人が台帳閲覧をしたところ、督促状などはキングファイルで編綴管理されていた。
すこやか親子室	債権管理台帳については紙媒体、督促、催告についてはソフトによる管理、納入通知書及び納付状況については財務会計システムにより債権を管理。
生活福祉室	財務会計システムにより納付書等の作成をおこない、業務システム及び台帳を併用して、納付状況等の管理を行っております。時効管理はエクセルを用いています。
経営室	下水道使用料の徴収における基本的な特徴として、徴収経費の節減や使用者の支払いに係る利便性等を考慮し、水道部へ徴収業務の一部を「吹田市下水道使用料調定等事務に関する覚書」に基づき、水道部へ徴収事務を委託しております。このため、「水道料金システム」の一部権限を付与された状況下で債権管理等を行っているのが現況となります
高齢福祉室	<p>【介護保険料】財務会計システムは、調定、収納・支払事務、予算・決算等の処理を行うために使用しています。介護保険システムでは、介護保険料の賦課、徴収・滞納状況の管理等、介護保険制度全般に関わる電算処理を行っています。それぞれ機能が異なるため、システムを併用しています。</p> <p>【返納金、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金】年数件程度の債権であるため、現在はエクセルで管理しています。システムは導入しておらず、納付書の発行等に財務会計システムを利用しています。</p>
障がい福祉室	納付書発行、また収入状況確認等の金銭に関する実務は財務会計システムにて運用している。督促状・催告書発行、対応の経緯に関する実務は台帳にて運用している。
子育て給付課	<p>【児童扶養手当】財務会計システムだけでは、債権の状況が分かり難いため、別途エクセルで管理台帳を作成している。</p> <p>【母子福祉資金貸付金元利収入】財務会計システムにおいては、母子父子寡婦及び現年過年ごとの管理を中心におこなっており、各種コンピューターシステムにおいては、債権者ごとの管理を中心に行っている。</p>
納税課	債権管理につきましては、滞納管理システム（各種コンピューターシステム）を導入し、滞納情報の管理、催告書の作成、滞納処分書類の作成、データの集計などを行っています。また、システムはパッケージシステムであるため、業務に不足している内容（集計等）は、システムからCSVデータ等を抽出し、エクセルなどのソフト（表計算ソフト等）にて加工するなどして対応しています。また、差押えした預金等の取立を行う場合に財務会計システムを利用して歳入歳出外現金用の納付書を作成しております。紙媒体については、主に滞納管理システムから出力される文書（催告書、納付書等）や決裁を必要とする文書で使用しています。予算上の歳入や歳出の管理については財務会計システムにて行っています。

室課	回答
保育幼稚園室	財務会計システム：調定、歳入の管理。還付の戻出。時効等による不納欠損の際の欠損処理。各種コンピューターシステム：某ベンダーの製品である子ども・子育て支援システムにより、賦課、調定、歳入・徴収消込、督促、催告、還付、時効等による不納欠損を管理。台帳等の紙媒体：分納誓約

### 質問②（参考様式活用の有無）への回答

活用有無	具体的回答
活用あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやか親子室（債権管理台帳、督促状については参考様式を活用。）</li> <li>・水道部総務室（債務承認書及び同意書等の書式を作成するに際し参考にしました。）</li> <li>・高齢福祉室・返納金、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金（債権管理台帳を活用しています。）</li> <li>・障がい福祉室・過年度分介護給付費返還金（移動支援）（債権管理台帳を利用。）</li> </ul>
活用なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉室（参考様式は活用しておらず、独自で様式を作成しています。）</li> <li>・国民健康保険課</li> <li>・放課後子ども育成室</li> <li>・住宅政策室</li> <li>・高齢福祉室・介護保険料</li> <li>・障がい福祉室・障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）</li> <li>・子育て給付課</li> <li>・保育幼稚園室（債権管理台帳と督促状については子ども・子育て支援システムの機能を活用している。その他の参考様式については子ども・子育て支援システムの機能の中にないが、本室における滞納整理において該当する事案が発生していないため、それらの参考様式の活用実績もありません。）</li> </ul>

### 3 支払督促等の法的手続の利用の有無（私債権、非強制徴収公債権について）

#### 【利用あり】

- 国民健康保険課  
令和4年度に一般被保険者返納金の支払督促を1件行った。他の年度は0件。
- 子育て給付課  
母子福祉資金貸付金元利収入について令和6年度1件行った。
- 水道部総務室

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計
請求（件）	3	2	12	9	9	35
請求（人）	3	1	11	7	9	31
請求額（円）	67,083	549,280	335,705	580,083	330,353	1,862,504
支払（件）	2	0	4	2	0	8
支払（人）	2	0	4	2	0	8
支払額（円）	46,876	0	52,450	97,067	0	196,393
回収率（%）	69.88	0.00	15.62	16.73	0.00	10.54

※支払督促一覧（年度別）※金額は手数料等を除いた金額

※各年度3月末日時点抽出

**【利用なし】**

その他の室課については、いずれも過去5年間、支払督促の実績はないとの回答であった。その理由としては、債権金額が少額のため、費用的、時間的効果が低いため（放課後子ども育成室）、行ったとしても回収の実現性が低い実情があると判断しているため（障がい福祉室）、業務繁忙により支払督促等の実施のための十分な検討ができていないため（保育幼稚園室）などの回答であった。

**4 滞納処分の実施の有無(強制徴収公債権について)**

**【実施あり】**

● 国民健康保険課

国民健康保険料 差押え件数(参加差押え含む。)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
90	114	201	206	586	1197

後期高齢者医療保険料 差押え件数(参加差押え含む。)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
0	0	2	0	4	6

● 高齢福祉室

介護保険料 差押え件数(参加差押え含む。)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
1	1	0	2	8	12

● 納税課

滞納処分件数					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
322	332	624	828	1,225	3,331

**【実施なし】**

その他の室課については、実施がないとの回答であった。その理由としては、分割納付での対応及び財産調査で財産がなかったため（すこやか親子室）、未納債権が少額のため（経営室）、滞納処分する案件がなかったため（高齢福祉室）、滞納者に対し、滞納処分に向けた債権移管予告等各種通知を送付したことに対して、結果的に分納等による納付約束にいたったため。また、その他の滞納者についても、債権管理課に依頼し財産調査を行ったが、換価性の高い財産が発見できなかったため（保育幼稚園室、ただし令和6年度に参加差押え1件実施）、などの回答であった。

## 5 遅延損害金、延滞金

### 【調定あり】

室課	具体的内容
国民健康保険課	令和5年度における調定無。 令和4年度に一般被保険者返納金の支払督促を行い遅延損害金も請求。債務名義取得後に一般被保険者返納金を優先して納付する分納誓約。現在一般被保険者返納金を分割納付している。遅延損害金は一般被保険者返納金の分割納付終了時に金額確定となるため、その後に調定し通知する。
子育て給付課	母子福祉資金貸付金元利収入 令和5年度調定有。元金完納時に違約金についてのお知らせを同封し、調定を行っています。一括での返済が困難な方については、分割で納付いただいています。
納税課	(地方税法上の根拠に基づく)

### 【調定なし】

上記以外の室課についてはいずれも調定なしとの回答であったが、水道部総務室からは、給水契約の内容となる吹田市水道条例に定めがないため遅延損害金は請求していない、との理由が、子育て給付課からは、児童扶養手当法第23条の規定により、不正利得にあたる場合は遅延損害金を請求できることとなっておりますが、現在まで不正利得の債権はない、との回答であった。

## 6 債権管理回収にあたり悩んだ具体的事例

具体的回答	
なし	すこやか親子室、高齢福祉室
あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道部総務室（徴収停止による債権放棄について全庁的な判断基準がなく、実質的に運用できない状況のため、複数の相続人に分割されて債権が著しく少額の場合でも請求しています。費用対効果も悪く市民感情とも乖離しているため、対応に苦慮する場面があります。）</li> <li>● 生活福祉室（《緊急援護資金貸付基金、災害救助資金貸付基金》債権発生日から何十年も経過しているケースが多く、債務者もしくは債務者の相続人等の行方を追いつけることが難しくなっております。《生活保護法第63条返還金、生活保護法第78条徴収金》基本的に債務者に資力がないため、少額ずつの分割納付しか回収の手段がないことです。）</li> <li>● 経営室（生活保護世帯の債務者に関して、資力がなく回収困難となるケースの対応が難しい。）</li> <li>● 国民健康保険課（一般被保険者返納金債権は保険料と異なり、払うべきものという認識がないのか、納付してもらえないことが多々ある。督促状を送っても反応が薄い。）</li> <li>● 放課後子ども育成室（令和2年4月の民法改正前の私債権について時効とする期間を分けた方がよいか、改正後の時効と同一でもよいか悩んでおります。）</li> <li>● 住宅政策室（住宅使用料→生活保護世帯やそれに準じる低所得の債務者が多く、納付意思はあるが資力が無く回収困難になることが多々ある。）</li> <li>● 障がい福祉室（債権管理の業務を遂行する職員が不足しており、また債権管理の専門的な知識を持ち合わせている職員もいない中、回収の見込みがほとんどないと思われる債権について、どこまで対処すれば良いかが難しい。）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育幼稚園室（・強制徴収公債権（保育所等保育料）、非強制徴収公債権（公立保育所等延長保育料）、私債権（公立保育所等 3 歳以上児給食費・認定こども園給食費負担金）、と債権の性質が複数あり管理が煩雑となっています。・分納不履行等納付約束が守られなかった後に、電話等にて滞納者とのコンタクトを図っても、応じないタイプの滞納者が一定数存在している。財産調査等の結果も芳しくない場合、執行停止や債権放棄等の要件を満たしていない場合、滞納整理が手詰まりとなります。）</li> <li>● 納税課（未納の案件で完納までに時間がかかる案件がある。・住民票を移さずに転居されている方の滞納整理。・所有する財産が居住している不動産のみの場合、公売を行うことが難しい。）</li> </ul>
--	--

## 7 債権管理回収にあたっての課題

具体的回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● すこやか親子室（債権管理の知識不足）</li> <li>● 水道部総務室（少額債権や、他市に転居した滞納者の債権など、件数が多かったり労力が必要だったりするケースにまで徹底的な徴収努力が求められる一方で、経験のある十分な数の人員が不足しています。）</li> <li>● 生活福祉室（《緊急援護資金貸付基金、災害救助資金貸付基金》徴収専門の職員がいないため、現担当が主となる業務を抱えながら、債権の管理・回収をせざるを得ないため、その両立を維持することが困難になる場合があります。《生活保護法第 63 条返還金、生活保護法第 78 条徴収金》生活保護のケースワーカー（債務者の支援をする職員）が債権の管理・回収をせざるを得ないため、その両立を維持することが困難になる場合があります。）</li> <li>● 経営室（実務担当者が他業務も兼任している職員 1 名のみであり、少額債権や市外転居した滞納者の債権など回収に多大な労力を要するケースに対し、経験のある人員やノウハウ等が不足していることから対応に苦慮している。）</li> <li>● 国民健康保険課（一般被保険者返納金債権は、担当者 1 人で、他の業務も兼務しているため人員が不足し、異動等もあり専門知識が不足。）</li> <li>● 放課後子ども育成室（現年度の債権（保育料等）に未納がある場合、翌年度の留守家庭児童育成室の入室の許可をしない運用としているため、現年度分の債権の徴収率が比較的高いですが、過年度分の債権の徴収率が低いことが課題と感じております。）</li> <li>● 住宅政策室・住宅使用料（指定管理者が一次的な対応を行うが、住宅政策室と足並みがそろわず、対応が後手に回ることがある。）</li> <li>● 高齢福祉室（《介護保険料》時効管理を行う際、システムのみで正しく時効管理を行うことができず、担当者が目検にて時効到達日が正しいか確認し、適当でない場合には修正する必要があり、煩雑な状態となっています。収納担当が 2 名であり、両名ともに今年度から収納業務へ異動となったため、人員不足、知識不足を感じる面があります。《返納金、吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金》異動に伴い、債権管理に全く携わっていない職員が対応するため知識が不足しており、人員的にも厳しいと感じます。）</li> <li>● 障がい福祉室（債権管理の業務を遂行する職員が不足しており、また債権管理の専門的な知識を持ち合わせている職員もいない。）</li> <li>● 子育て給付課（児童扶養手当…認定や給付業務に時間を取られ、債権回収に割ける業務時間に限りがある。母子福祉資金貸付金元利収入…債権の管理、回収に際し、職員の知識不足を感じています。）</li> <li>● 保育幼稚園室（強制徴収公債権（保育所等保育料）、非強制徴収公債権（公立保育所等延長保育料）、私債権（公立保育所等 3 歳以上児給食費・認定こども園給食費負担金）、と債権の性質が複数あり管理が煩雑となっています。また、子ども・子育て支援システムにおける滞納整理に係る機能が十分なものでなく、一部の滞納処分の実行に対応して</li> </ul>

具体的回答	
<p>いないほか、分納誓約の管理等にも職員の手作業が伴い、業務負担が大きくなっています。加えて民法改正による強制（非強制）徴収公債権の催告による時効中断が子ども・子育て支援システム上管理できず、時効管理が複雑化しています。その他にも、人員に比して業務量が大きいことから、長年滞納処分の執行にまで手が回せておらず、それに伴い知識についても不足している状況となっています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税課（公売など、頻繁に行わない事務作業について知識の継承が難しい。人員不足で1人あたりの件数が多い。）</li> </ul>	

## 8 債権管理課が委託している外部弁護士の法律相談の活用状況

具体的回答	
なし	すこやか親子室、放課後子ども育成室
あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活福祉室（同一ケース 2 件、令和 4 年度中国残留邦人等支援事業にて交通事故で死亡した保険金の収入認定について相談しました。）</li> <li>● 経営室（件数：令和 2 年度に 1 件、相談概要：破産管財人より、破産手続開始の通知が届いたが、破産者と上下水道名義が異なっていた場合の交付要求の取扱いについて）</li> <li>● 国民健康保険課（4 件、医療機関不正請求に伴う返還金が私債権となる根拠について（2 年度）、医療機関による不正又は不当請求により支払った診療報酬返還金における民事再生計画案に対する対応について（4 年度）、一般被保険者返納金の支払督促について（4 年度）、母親を暴力死させた息子への母親の滞納情報提供について（5 年度））</li> <li>● 住宅政策室・住宅使用料（令和 2 年度に 1 件あり、その他の年度は実績なし。当該相談の概要は、破産申立ての手続を進める債務者に対する住宅明渡要求の可否について。）</li> <li>● 高齢福祉室（4 件（すべて介護保険料）、①還付請求書の提出から口座振込までの間に亡くなった場合、口座振込先は亡くなった人でもよいのか、相続人の口座でなければならないのか。②収納業務の業務委託を導入する際に、民間事業者が行うことのできる業務範囲についての相談。③還付に関する相談（還付先が代理人であることは可能か、受領権通知書の運用について）④還付の時効に関する相談（海外にいる間に還付の時効は延長されるか））</li> <li>● 障がい福祉室（《過年度分介護給付費返還金（移動支援）》令和 5 年度に 1 件、弁護士相談の実績あり。相談概要は、介護給付費不正利得返還金（移動支援）の執行停止の可能性及び支払督促の必要性について。《障害者福祉自己負担納入金》令和 2 年度に 1 件、弁護士相談の実績あり。相談概要は、私債権の時効について、令和 2 年 4 月以降の改正民法が適用されるのかについて。）</li> <li>● 子育て給付課（児童扶養手当 1 回 本債権が強制徴収公債権になり得るか、母子福祉資金貸付金元利収入 3 回 違約金の考え方、支払督促のプロセス等）</li> <li>● 保育幼稚園室（令和 2 年度～令和 4 年度 「保育料関連の日常家事債務の取扱いについて」2 件、「保育所等保育料の法定納期限等の設定に関する規則改正について」1 件について、債権管理課を通じて相談を行っています。令和 5 年度は 2 件→「児童手当申出徴収申請書に記載する申請者名について」の内容で 2 回相談しています。）</li> <li>● 納税課（相談した件数は 9 件です。年度別の件数及び概要は以下のとおりです。令和 2 年度：4 件・共有で所有している不動産に対して課される固定資産税等の延滞金・賦課期日に国内にいたが、納税通知書等の書類発送時に海</li> </ul>

具体的回答	
	外転出している方に対する国内居所への書類送達の効果・納期限 20 日以降に督促状の未発送が判明した場合の対応・海外転出した納税者に対する旧住所地への課税通知送付令和 4 年度：4 件・納税義務者死亡後に一部納付があった場合の承継・名義人が死亡した不動産の代位登記など・共有名義の滞納市税の承継・分離相続について令和 5 年度：1 件・給与と賞与の差押えについて)

### 【水道部総務室】

なお、水道部総務室の水道料金については、水道部独自で弁護士と契約を行っており、下記の相談があったとの回答であった。

年度	件数	概要
令和 2 年度	3	①債務者死亡時の請求について、②中止後未納分の口座請求について、③虚偽の申告（偽名）による水道施用届出への対応
令和 3 年度	4	①破産債権の考え方及びその取扱い、②支払督促手続、③支払督促手続（令和 2 年度③の続き）、④強制執行及び通常訴訟移行
令和 4 年度	4	①債務者が破産した場合の請求、②債務者が行方不明の場合の支払督促申立、③法定相続人への請求、④支払督促申立て手続中の債務者から支払いについて相談があった際の対応
令和 5 年度	0	

また、債権管理以外の法律相談件数は下記のとおりであり、さらに弁護士による内容証明・特定記録の送付も下記のとおり実施しているとの回答であった。

### <法律相談件数（債権管理以外）>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6	5	4	3

### <弁護士実施にかかる内容証明・特定記録送付一覧>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
請求 (件)	弁護士実施	35	49	52	51	187
請求額 (円)	弁護士実施 (上水のみ)	1,584,646	1,507,730 (918,753)	1,148,255 (709,130)	1,354,998 (852,183)	5,595,629 (2,480,066)
支払額 (円)	弁護士実施 (上水のみ)	75,291	277,537 (118,296)	289,426 (184,251)	176,520 (110,181)	818,774 (412,728)
回収率 (%)	弁護士実施	4.75	18.41	25.21	13.03	14.63

第5編 結果、意見のまとめ表

結果、意見の内容	
<b>【総論的な意見】</b>	
第2 債権管理回収 の時系列にし たがって見え てきた共通の 課題について	<p><b>【意見1】 未収債権発生の事前予防策の強化</b> 吹田市は、引き続き、納付方法の効率化、市民への周知文書の改善、児童手当の申出徴収の更なる活用を含め、未収債権発生の事前予防策を強化していくべきである。</p>
	<p><b>【意見2】 債権管理台帳の適正な整備</b> 吹田市は、債権管理にあたり、吹田市債権管理条例及び同施行規則の定める債権管理台帳を適正に整備すべきである。</p>
	<p><b>【意見3】 大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応</b> 吹田市は、大量の債権を扱う債権管理回収システムの機能が不十分であることについて、できるだけ早期に新たなシステムを導入すべきである。また、新たなシステム導入までに相当な期間がかかることが見込まれることから、それまでの間、現行のシステムの不足機能を補うための担当者レベルでの様々な工夫や処理方法について、マニュアル化その他手順書などの形で整理し、所管室課内で共有し、過誤が生じないよう対応すべきである。</p>
	<p><b>【意見4】 未収発生後の催告書のより一層の工夫</b> ①吹田市は、未収発生後の催告書について、債権管理課への徴収移管の対象となっている債権（例えば介護保険料、保育所等保育料）については、これまでよりも広く移管可能性を付言するなどの工夫を行って、滞納者の納付意識の向上を図るべきである。 ②また、そもそも催告書の封を開けることすらしない滞納者への対策として、他市の事例も参考に、封筒に「借金などの返済で生活が行き詰っている方へ ご相談ください」などと記載し、生活再建窓口の電話番号を記載するなどの対応を試行し、その反応率を確認するなどの取組みも行うことを提案する。</p>
	<p><b>【意見5】 分納誓約の適正な活用</b> 吹田市は、分納誓約の適正な活用のために、下記の各点に留意すべきである。 ①滞納者から分納誓約を取り付けるにあたっては、滞納者から、その時点における債務の明細を記載した分納誓約書を受け入れて行うこと。 ②滞納者に法的に期限の利益を付与しているものとの誤解を生む可能性のある分納誓約書を利用している室課においては、そのような誤解がされないような表現に変更を行うこと。 ③滞納者から分納誓約書を受け入れる際に、吹田市から文書を滞納者に交付する場合には、滞納者に法的に期限の利益を付与する内容とならないようにすること。 ④分納の期間や金額を決定するにあたって、特に長期の分納を検討するにあたっては、滞納者の資産や収入状況を客観的資料の提出を求めて確認し、その状況に見合った適正な期間と金額にすること。 ⑤分納誓約書の提出を受けた後の債権管理を適正に実施すること。</p>
	<p><b>【意見6】 保証人、法律上の連帯納付義務者への請求</b> 吹田市は、保証契約を締結した保証人や法律に根拠のある連帯納付義務者など、法律上、債務の請求が可能な場合、これを求めるべきである。</p>

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見 7】 税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収</b> 吹田市は、近隣の中核市の条例なども参考にしつつ、公債権については条例を制定して延滞金を徴収することを、また、私債権についても、遅延損害金の調定を行って、滞納者に請求を行うことを検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見 8】 強制徴収公債権での滞納処分のあり方</b> 吹田市は、強制徴収公債権の滞納者が、多額の預貯金を有するにもかかわらず一括弁済に応じないような場合には、少額の分納誓約の申出があったとしてもこれを許容せず、預貯金の差押えも検討すべきである。また、吹田市は、市税について、軽自動車の差押えや、滞納者が収益不動産や遊休不動産を保有している場合など、ケースによっては不動産公売の活用も検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見 9】 私債権等について支払督促の積極活用</b> 吹田市は、私債権や非強制徴収公債権について、未納額が多額に及んでいるものの連絡が取れないケースや、納付交渉に誠実に応じようとするケース等については、裁判所の支払督促の活用を積極的に検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見 10】 不正により発生した債権への厳格対応</b> 吹田市は債務者の不正行為が原因として発生した債権については、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うべきである。 ②各所管室課において、過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て、簡潔な対応フロー図を作成しておくべきである。 ③不正行為が特に悪質なケースでは、費用対効果が仮に不明であったとしても、処理の過程の透明性の観点や、市民に対する説明責任の観点から、私債権、非強制徴収公債権については支払督促など法的手続を、強制徴収公債権については滞納処分の検討も行うべきである。</p>
	<p><b>【意見 11】 少額債権の放棄の基準</b> 吹田市は、適正な少額債権放棄を実施するため、債権管理条例第 9 条(4)に基づく少額債権の徴収停止後の債権放棄の要件該当性、具体的には「履行させることが著しく困難」の該当性や「債権が少額で取立てに要する費用に満たない」の該当性につき、具体的かつ統一的な基準を策定すべきである。</p>
	<p><b>【意見 12】 私債権の消滅時効の援用を促す方策</b> ①吹田市は、消滅時効期間がすでに相当以前に経過した私債権について、引き続き必要な調査を実施のうえ、債権管理条例第 9 条(7)の条項を活用して債権放棄を行い、不納欠損処理を積極的に進めていくべきである。 ②また、吹田市が債権放棄を進めていくために債務者に通知文を送る際、法的知識に乏しい者だけが過度に不利益を被ることがないように、通知文の文面に工夫を行うことを提案する。</p>
	<p><b>【意見 13】 評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底</b> 吹田市は、各所管室課において、評価性引当金に関する会計基準の適切な運用がなされるよう周知徹底すべきである。</p>

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見 1 4】</b> 一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し 吹田市は、一般債権に係る将来の徴収不能となるリスクを適切に財務諸表に反映するため、現状の徴収不能引当金の算定方法が実態に即したものとなっているかを改めて検証した上で、他市や民間の事例も参考に徴収不能引当金の計上方法の見直しを検討すべきである。</p>
<p>第3 各室課の債権管理回収を支える債権管理課の役割、マニュアル、研修、外部弁護士の関与のあり方などについて</p>	<p><b>【意見 1 5】</b> 債権管理マニュアルや業務フロー図など 吹田市は、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）をストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成や、各室課が所管する個別の債権ごとのスケジュール入りの業務フロー図などの整備を検討していくべきである。その際、債権管理回収の専門知識を十分有していない個別債権を所管する各室課と、専門知識を十分有する債権管理課や同課から業務委託を受けている弁護士が意見交換を行いながら作成することが有益と考える。</p>
	<p><b>【意見 1 6】</b> 研修についての更なる工夫 吹田市は、例えば、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）のロールプレイング形式の研修などの工夫を行い、引き続き債権管理回収の研修に努めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 1 7】</b> 債権管理課と各室課の相互の連携のより一層の強化 吹田市は、債権管理課が行っている一元的な財産調査の実施、滞納整理事務の一部の移管などの債権管理回収に関する事務に関して、債権管理課と各室課の正式な会議以外で、各室課から債権管理課への意見や要望を出すことができるチャットや電子会議室を使用する等して、相互の連携をより一層強化すべきである。</p>
	<p><b>【意見 1 8】</b> 債権管理課の外部委託弁護士の更なる有効活用 吹田市は、債権管理課が業務委託を行っている 2 名の外部弁護士をより一層活用できるよう、次のような点を検討する必要がある。 ①外部弁護士がより各室課からの債権管理回収に関する相談を受けやすくするため、例えば毎年度当初に主要な債権を担当する室課と顔合わせの機会を設ける等、直接各室課の担当者と顔を合わせる機会を意識的に作るなどして、お互いに「顔の見える」関係にすること。 ②外部弁護士の行う研修のプログラムとして、研修に関する意見 16 で述べたロールプレイ研修を取り入れること。 ③外部弁護士に意見 15 で述べた債権管理マニュアルや個別債権の業務フロー図の作成のアドバイスを求めること。</p>
	<p><b>【意見 1 9】</b> 任期付き職員（短時間）制度による弁護士の活用 吹田市は、債権管理回収に関する弁護士の活用方法として、条例を改正し任期付き職員（短時間）の検討をすべきである。</p>
<p>第4 生活再建担当課との連携などによる情報共有のあり方について</p>	<p><b>【意見 2 0】</b> 生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進 吹田市は、滞納者の自立支援目的の範囲内で、自立支援事業（家計改善事業など）を経て整理された情報を他室課と情報共有し、債権所管室課が徴収緩和策を検討するなどの連携が効率的かつ効果的に実施できるよう、生活困窮者自立支援法の支援会議の仕組みを早急に構築すべきである。</p>
	<p><b>【意見 2 1】</b> 非強制徴収公債権、私債権での同意書の活用 吹田市は、非強制徴収公債権、私債権について、滞納者から「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴求して分割納付を認めているケースで、滞納者が任意に疎明資料の提出に応じないなどの不誠実な対応を取る場合には、この同意書に基づく財産調査も検討するべきである。</p>

結果、意見の内容	
<b>【各論 個別債権の管理回収に関する報告】</b>	
第1 納税課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<b>【意見22】 債権差押え以外の徴収方法の推進</b> 吹田市は、地方税債権の回収に関し、債権だけでなく、不動産や自動車などに対する差押え・換価も積極的に検討すべきである。
	<b>【意見23】 役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった過去に利用経験のない債権回収手続の利用の試み</b> 吹田市は、地方税の債権の回収に関し、個別事案によっては、役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった、これまで利用したことのない債権回収手続についても積極的に利用を試みるべきである。
	<b>【結果1】 分割納付の誓約を受ける際の分割納付誓約書の必要的徴求</b> 吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約を受ける際には、消滅時効更新のためにも、必ず分割納付誓約書を徴求すべきである。
	<b>【意見24】 分割納付交渉中や分割納付中における必要性に応じた滞納処分の実施</b> 吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中や、分割納付中であっても、滞納者の同意の有無にかかわらず、消滅時効更新その他の必要性があれば滞納処分を行うべきである。
	<b>【結果2】 分割納付計画書（控）の記載事項の修正</b> 吹田市は、地方税債権の回収に関し、滞納者に対して交付している分割納付計画書（控）の記載について、吹田市が滞納者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。
	<b>【意見25】 世帯単位での家計収支の考慮</b> 吹田市は、分割納付の場面で滞納者より1年を超える長期の分割納付提案がされた場合（1年以内であっても、最終月に残額一括納付をして帳尻を合わせるような提案を含む。）、世帯の中で滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族がいるときには、当該親族が生活費を負担しているかも含めて調査し、必要に応じてその収支を世帯単位でみて分割納付額を検討すべきである。
	<b>【結果3】 即時消滅適用基準の整理</b> 吹田市は、滞納処分の執行停止、特にいわゆる即時消滅が不可逆的性質を有することに鑑み、適用場面の内部基準を厳格化・明確化するよう整理・統一すべきである。
第2 子育て給付課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<b>1 過年度分児童扶養手当返還金</b> <b>【意見26】 疎明資料の提出</b> 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、原則分割納付を認めるべきではなく、例外的に分割納付を認める際には預金通帳等の疎明資料の提出を求め、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合には、当該年金が一括支給された口座の通帳の提出を求め、財産状況の確認を行うよう努めるべきである。
	<b>【意見27】 財産調査に関する同意書の活用</b> 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、滞納者が分納誓約を申し出ているにもかかわらず、疎明資料の任意提出に応じないなどの不誠実な対応を取るときは、分割誓約時に取得した同意書に基づいて財産調査を実施すべきである。

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見28】 判断過程の記録化</b> 吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、不正受給か否かの判断を慎重に行い、その調査内容及び判断過程については記録化すべきである。</p>
	<p>2 母子福祉資金貸付金元利収入</p> <p><b>【意見29】 法的手段の活用</b> 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の回収にあたって、借主や連帯保証人らと長期間連絡がとれない場合や、相手方が終始不誠実な対応をとるような場合には、速やかに支払督促等法的手段の積極的な活用を検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見30】 連帯借主及び連帯保証人への請求</b> 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還について、今後交渉する際には、借主だけでなく、必ず連帯借主及び連帯保証人とも電話等で連絡をとり、交渉を試みるべきである。</p>
	<p><b>【意見31】 福祉的観点に基づく他機関との連携</b> 吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還交渉の際に、借主や連帯借主に生活困窮状態が認められたときは、多重債務相談やくらしサポートセンターすいた（旧：生活困窮者自立支援センター）の紹介を、より積極的に行うべきである。</p>
	<p><b>【意見32】 業務上の工夫のマニュアル化</b> 吹田市は、保育幼稚園室所管債権の管理において、現行のこども・子育て支援システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫や処理方法について、マニュアルその他手順書の形で整理し、所管室課内で共有すべきである。</p>
第3 保育幼稚園室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<p><b>【意見33】 文書催告の工夫、債権管理課への移管可能性の記載</b> 吹田市は、保育所等保育料に関し、催告文書において、債権管理課への移管や児童手当法第22条に基づく児童手当からの特別徴収による回収の可能性について言及するなど、債務者の納付意識の向上を図る工夫を行うべきである。</p>
	<p><b>【意見34】 申出徴収対象債権の競合の場合の処理基準の具体化</b> 吹田市は、特別徴収及び申出徴収について、同一児童手当に対し、複数室課の所管する費用徴収が競合し、取扱基準によってはその調整方法が明らかとならない場合の処理方法について、過去の関係部局間の調整結果や考え方を集積し、取扱指針に追記するなどして、債権管理担当職員がより判断しやすくすべきである。</p>
	<p><b>【意見35】 申出徴収申請時の徴収額の明確化</b> 吹田市は、児童手当法第21条に基づく申出徴収について、納付義務者が児童手当支給月に児童手当金額から実際に控除のうえ徴収される金額を明確に把握できるよう申出徴収開始通知書の書式を改めるなど、徴収額の誤解が生じないような工夫を行うべきである。</p>
	<p><b>【結果4】 分納誓約書の記載</b> 吹田市は、保育幼稚園室所管の債権に係る分納誓約書の記載について、吹田市が債務者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。</p>

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見 3 6】</b> 公立保育所等延長保育料についての未納発生防止の工夫 吹田市は、公立保育所等延長保育料について、月額制の延長保育料の未納が生じ、かつ、1 月あたりの利用実績が僅かに留まる債務者に対しては、いったん月額制を選択しても、利用日単位で保育料が発生する日額制へ切り替えることが可能であることを案内するなどして、未納発生防止を工夫すべきである。</p> <p><b>【意見 3 7】</b> 分納誓約時の家計把握と分納額の見極め 吹田市は、保育所等保育料などの分納誓約の際の納付交渉において、納付義務者の資産や家計収支状況を把握し、適切な分納額の見極めを行うべきである。</p> <p><b>【意見 3 8】</b> 債権管理課との連携 吹田市は、保育所等保育料などを所管する保育幼稚園室の業務につき、移管予告対象債権の選定基準や財産調査情報の共有方法などについて、引き続き保育幼稚園室及び債権管理課間においてより緊密に相互の連携を図り、効率的な業務への改善に向けて取り組むべきである。</p> <p><b>【意見 3 9】</b> 支払督促等の活用 吹田市は、保育幼稚園室所管の公立保育所等 3 歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金の回収のために支払督促の申立てを行うべきである。</p>
第4 すこやか親子室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<p><b>【意見 4 0】</b> 不正により発生した債権回収への速やかな対応 吹田市は、障害児通所給付費返還金について、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うこと。 ②過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て簡潔な対応フロー図を作成しておくこと。</p> <p><b>【意見 4 1】</b> 法人代表者に対する債権回収の検討 吹田市は、障害児通所給付費返還金について、その回収にあたり、法人の代表者に対する債権回収を行うことができないかどうか、積極的に検討すべきである。</p> <p><b>【意見 4 2】</b> 債権分類の見直し 吹田市は、過年度分障害児通所給付費返還金について、債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、評価性引当金の計算を行うべきである。</p>
第5 生活福祉室の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<p>1 緊急援護資金貸付基金</p> <p><b>【結果 5】</b> 分納誓約書の作成 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。</p> <p><b>【意見 4 3】</b> 債権放棄も活用した債権の整理 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。</p> <p><b>【意見 4 4】</b> 時効援用の書式提供についての工夫 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。</p>

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見 4 5】 基金のあり方の検討</b> 吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。</p>
	<p>2 災害援助資金貸付基金</p>
	<p><b>【結果 6】 分納誓約書の作成</b> 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。</p>
	<p><b>【意見 4 6】 債権放棄も活用した債権の整理</b> 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 4 7】 時効援用の書式提供についての工夫</b> 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見 4 8】 基金のあり方の検討</b> 吹田市は、災害援助資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。</p>
	<p>3 生活保護法第 78 条徴収金</p>
	<p><b>【意見 4 9】 滞納処分の実施</b> 吹田市は、生活保護法第 78 条徴収金について、多額の預貯金等の財産を有しているケースなどは積極的に滞納処分を検討し、債権の回収に努めるべきである。</p>
	<p>4 生活保護法第 63 条返還金</p>
	<p><b>【意見 5 0】 法的手続の検討</b> 吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、状況に応じて生活保護法第 77 条の 2 を適用した滞納処分や裁判所を通しての法的手続の検討を進めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 5 1】 世帯主以外の世帯構成員に対しての請求の実施</b> 吹田市は、生活保護法第 63 条返還金について、世帯主以外の世帯構成員に資力が生まれ、かつ、世帯主への納付交渉では回収が困難な場合には、当該構成員を対象とし、請求その他の債権回収に係る手続を行うべきである。</p>
第6 高齢福祉室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	<p>1 介護保険料</p> <p><b>【結果 7】 介護保険法第 132 条の連帯納付義務者に対する請求の実施</b> 吹田市は、介護保険料について、介護保険法第 132 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、介護保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。</p> <p><b>【結果 8】 分納誓約書の記載内容の改訂</b> 吹田市は、介護保険料について、滞納者から提出を受ける分納誓約書につき、滞納者に対し期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。</p>

結果、意見の内容	
	<p><b>【意見 5 2】 資産、収入等を踏まえた適正な分納額による分納誓約書の徴取</b> 吹田市は、介護保険料について、滞納者からその資産、収入、支出等に関する資料の提出を受けた上で、資産、収入等の状況に見合った適正な分割額を納付する旨の分納誓約書を徴取すべきである。</p>
	<p><b>【意見 5 3】 分納誓約にいたった債権の適正な債権管理</b> 吹田市は、介護保険料について、分納誓約後の債権管理を適正に実施すべきである。</p>
	<p><b>【意見 5 4】 適正な債権管理のための仕組み化の実施</b> 吹田市は、介護保険料について、滞納者に対する適正な債権管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、徴収に関する業務の仕組み化を実施し、例えばスケジュール入り業務フロー図を作成する等して業務プロセスを体系化・効率化すべきである。</p>
	<p><b>【意見 5 5】 財産調査の定期的な実施及び適正な滞納処分の実施</b> 吹田市は、介護保険料について、その滞納者に対する財産調査を定期的に行い、財産調査の結果及び滞納額を考慮した適正な債権差押え等の滞納処分を実施すべきである。</p>
	<p><b>【意見 5 6】 催告文書の工夫</b> 吹田市は、介護保険料について、一定回数以上催告書を送付している滞納者に対する催告書には、債権管理課への移管可能性について付言する等、催告文書の文言を工夫して、滞納者の納付意識を高めるべきである。</p>
	<p>2 返納金（介護保険給付費等：不正利得）</p>
	<p><b>【意見 5 7】 債権の適正管理に必要な情報の債権管理台帳への集約</b> 吹田市は、返納金（介護保険給付費：不正利得）債権を適正に管理する観点から、債務者に関する情報等の必要な情報をすべて債権管理台帳に集約すべきである。</p>
	<p>3 返納金（介護保険給付費等：不当利得）</p>
	<p><b>【意見 5 8】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施</b> 吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）債権の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。</p>
	<p><b>【結果 9】 債権管理台帳への記載の適切な実施</b> 吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）の債権管理にあたり、債権管理台帳への記載を適切に実施すべきである。</p>
	<p>4 吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金</p>
	<p><b>【意見 5 9】 適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施</b> 吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。</p>
	<p><b>【結果 1 0】 遅延損害金の適切な徴収</b> 吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。</p>
第7 障がい福祉室 の所管する債	<p>1 過年度分介護給付費返還金（移動支援）</p>
	<p><b>【意見 6 0】 債権管理台帳の記載不備 1</b> 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、時効の起算日や時効期間を記載すべきである。</p>

結果、意見の内容	
債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<p><b>【意見 6 1】 債権管理台帳の記載不備 2</b> 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載をすべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 2】 不正事案への姿勢</b> 吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）のような不正事案に係る私債権の管理・回収にあたっては、債権発生後遅滞なく債権管理課と連携したり、内部の弁護士に相談したりするなどして、支払督促等の法的手段を早期かつ積極的に検討すべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 3】 債権分類の見直し</b> 吹田市は、過年度分介護給付費返還金について、既に発生から 6 年以上経過していることから、破産更生債権等に分類し、その全額に対して徴収不能引当金を計上すべきである。</p>
	<p>2 障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）</p>
	<p><b>【意見 6 4】 債権管理台帳の整理</b> 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整理すべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 5】 債権放棄処理の推進</b> 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、消滅時効が完成するなどして条例上債権放棄が可能なものや不納欠損が可能なものは、その処理を進めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 6】 徴収不能実積率の計算方法の見直し</b> 吹田市は、障害者福祉自己負担納入金について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。</p>
第8 国民健康保険課の所管する債権管理回収に係る監査の結果及び意見	<p>1 国民健康保険料</p>
	<p><b>【意見 6 7】 延滞金の請求</b> 吹田市は、国民健康保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。</p>
	<p><b>【結果 1 1】 納付誓約書の記載</b> 吹田市は、国民健康保険料の納付誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、表現を改めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 8】 分割納付の際の疎明資料の提出</b> 吹田市は、国民健康保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨を記載したマニュアルを策定すべきである。</p>
	<p><b>【意見 6 9】 滞納処分の執行停止</b> 吹田市は、国民健康保険料について、滞納者に滞納処分をする財産がない時や滞納処分をすることで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等には、滞納処分の執行停止を活用することによって滞納繰越金の整理に努めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 7 0】 徴収不能実積率の計算方法の見直し</b> 吹田市は、国民健康保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。</p>
	<p>2 後期高齢者医療保険料</p>
<p><b>【意見 7 1】 延滞金の請求</b> 吹田市は、後期高齢者医療保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討すべきである。</p>	

結果、意見の内容	
	<p><b>【結果 1 2】 分納誓約書の記載</b>            ①吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、表現を改めるべきである。            ②吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の提出を受けた際、滞納者に期限の利益を与えるような誤解をさせる分納承認連絡書の交付は行わないようにし、これに代えて意見①にしたがって表現を改めた分納誓約書のコピーを交付するように改めるべきである。</p>
	<p><b>【意見 7 2】 分割納付の際の疎明資料の提出</b>            吹田市は、後期高齢者医療保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨マニュアルを策定すべきである。</p>
	<p><b>【意見 7 3】 債権管理システム取扱マニュアルの策定</b>            吹田市は、後期高齢者医療保険料の債権管理において、債権管理システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫、処理手順等について、債権管理システム取扱マニュアルを策定し、所管室課内で共有すべきである。</p>
	<p><b>【結果 1 3】 高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務者に対する請求の実施</b>            吹田市は、後期高齢者医療保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律第 108 条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。</p>
	<p><b>【意見 7 4】 徴収不能実積率の計算方法の見直し</b>            吹田市は、後期高齢者医療保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるように計算方法を改めるべきである。</p>
	<p>3 一般被保険者返納金</p>
	<p><b>【意見 7 5】 説明文書の記載の工夫</b>            吹田市は、一般被保険者返納金の債権管理について、医療費の返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書をより分かりやすい記載となるよう工夫すべきである。</p>
	<p><b>【結果 1 4】 一般被保険者返納金の性質と延滞金の請求</b>            吹田市は、過去に申し立てた支払督促について、一般被保険者返納金の元本に遅延損害金を付して請求したが、一般被保険者返納金の性質を非強制徴収公債権であると考えるのであれば、条例の規定なく延滞金（遅延損害金）を請求すべきではなかった。</p>
	<p><b>【意見 7 6】 法的手段の活用</b>            吹田市は、一般被保険者返納金の滞納金額が多額で、滞納者が財産を保有しているにもかかわらず納付意思を一切見せないような場合には、支払督促や訴訟提起といった法的手段を積極的に活用することを検討すべきである。</p>

結果、意見の内容	
第9 住宅政策室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	<p><b>【意見77】 不納欠損処理</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、時効完成、相続人不存在等の不納欠損処理を行うべき債権について、不納欠損事由に該当するのかどうかの調査を適宜に行った上で、該当する場合は速やかに不納欠損処理を行うべきである。</p>
	<p><b>【結果15】 保証人への請求</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、滞納債務者について、保証人を立てている場合において、滞納債務者からの回収が見込めない場合には、保証人から回収すべきである。</p>
	<p><b>【意見78】 吹田市営住宅家賃滞納整理要領の整備</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、保証人に対する請求のフローを吹田市営住宅家賃滞納整理要領及びフローチャートに追記することを検討すべきである。</p>
	<p><b>【結果16】 遅延損害金の請求</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、その滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。</p>
	<p><b>【意見79】 債権管理の一元化</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、住宅政策室と指定管理者との間で滞納債務者に対する督促等の状況を適切に情報共有し、滞納債権の回収や整理につなげていくために、両者協議して適切な方法で情報管理の一元化を行うべきである。</p>
	<p><b>【意見80】 法的措置による債権回収</b> 吹田市は、住宅使用料等の債権について、訴訟等により回収を行うことができないか検討し、また、訴訟等により債務名義を得たものについては、強制執行等の手続による回収を行うことができないか、積極的に検討すべきである。</p>
	<p><b>【結果17】 催告書の送付</b> 吹田市は、債権管理フローに沿って、滞納債務者には、すべからく催告書を送付すべきである。</p>
	<p><b>【意見81】 債権分類の見直し</b> 吹田市は、住宅使用料について、各債権がその分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切な分類に基づいて徴収不能引当金を計算すべきである。</p>
第10 経営室の所管 する債権管理 回収に係る監 査の結果及び 意見	<p><b>【結果18】 債権管理台帳の整備</b> 吹田市は、下水道部において交渉や交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権（滞納発生分）や下水道専用栓に係る下水道使用料債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整備すべきである。</p>
	<p><b>【意見82】 引当金算定方法の統一的な運用</b> 吹田市は、下水道使用料の貸倒引当金の計上について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。</p>
第11 学校教育室の 所管する債権 管理回収に係 る監査の結果 及び意見	<p><b>【意見83】 未収金の解消に向けた取組み</b> 吹田市は、各学校における学校徴収金等の未収金の実態調査をより詳細に行い、教員にいわゆる「自腹」を切らせないような解決策に向けた取組みを行うべきである。</p>

結果、意見の内容	
第12 放課後子ども 育成室の所管 する債権管理 回収に係る監 査の結果及び 意見	<p><b>【意見84】 債権の回収に向けた取組みの強化</b> 吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても架電等の取組みを強化し、債権の回収に努めるべきである。</p>
	<p><b>【意見85】 収入未済の発生抑制に向けた取組みの強化</b> 吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても吹田市留守家庭児童育成室条例第7条に基づく入室許可の取消しの適用がある旨を周知するなどし、収入未済の発生抑制に努めるべきである。</p>
第13 水道部総務室 の所管する債 権管理回収に 係る監査の結 果及び意見	<p><b>【結果19】 分納誓約書の記載内容の訂正</b> 吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者から提出を受ける債務承認及び納付誓約書における、滞納者に対して期限の利益を付与する旨の記載を訂正するべきである。</p>
	<p><b>【結果20】 遅延損害金の適切な徴収</b> 吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者に遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。</p>
	<p><b>【意見86】 債務名義取得後の債権の定期的な管理</b> 吹田市は、水道料金及びメーター料について、債務名義を取得した後についても、定期的に管理が実施できるよう業務フロー図等を作成すべきである。</p>
	<p><b>【意見87】 引当金算定方法の統一的な運用</b> 吹田市は、水道料金及びメーター料について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。</p>

## 第6編 まとめ

地方自治体が適切に債権管理回収を行うことの重要性について、本監査報告書の冒頭で3つの視点を述べた。すなわち、第一に、自治体財政の健全性の確保の点、第二に、市民の公平性・市政への信頼確保の点、第三に、市民の生活困窮状況の早期把握による生活再建、ひいては滞納の解消、という点である（第4、1）。

様々な行政サービスを担う所管室課においては、事務分掌に基づく主たる業務に比べ、債権管理回収業務へ投入する人的物的資源には限りがあることが多く、吹田市における各債権所管室課でも同様の実態が多くみられた。総合的な滞納・収納管理システムの早期整備も強く望まれるところである。

他方で、適切な債権管理回収の重要性に鑑みれば、投入資源の限界を理由にこれを怠ることもあってはならない。

吹田市は、平成25年4月に「吹田市債権管理条例」を施行し、債権管理課を設置し、各債権所管室課の限界を補いつつ、市全体の適切な債権管理回収業務の実現のために、積極的に取り組んでいる。

これまで、債権管理課が率先して、各種マニュアルの整備、各債権に関する管理回収状況の情報収集と課題の整理、一元的な財産調査、一部の強制徴収公債権の移管、債権管理回収に関する研修の実施等を進めており、本監査は、こうした様々な取組みを基本的に評価しつつ、更なる改善を期待するものである。

適切な債権管理回収事務を具体的場面で実現することは決して容易ではない。担当する職員が、具体的な事案を目の前にしたときに、誰に対して何を行うべきなのかを、迅速かつ適切に判断するには、実務的なノウハウや経験（それは回収を強化する方向だけでなく、適切に徴収緩和の方向に進めることの両者を含む）が必要である。吹田市では、そうした実務的なノウハウ等が、各債権所管室課の職員にどこまで浸透しているか、という点について、改善の余地があると感じられた。

本監査では、特に、納付交渉・分納誓約の場面における意見を各所で述べた。滞納が発生した場合に、多くの担当職員が、日常的に直面するのが納付交渉・納付誓約の場面であり、適切な債権管理回収業務を実現する肝となる業務として最も重要だと考えたからである。納付交渉・分納誓約の具体的な場面で、担当職員が、どのような情報を収集・整理すべきか、滞納者からどのように分納誓約をもらうか、分納金額をどのように設定するか、という実務的なノウハウ等は、辞書的網羅的な債権管理マニュアルだけで培うことは難しいと思われる。本監査では、特に、分納誓約書の記載のあり方について繰り返し意見や指摘をし、分納誓約をもらうための前提となる過去の交渉経過を含め債権管理台帳への正確な記載を求め、分納誓約書の提出を受ける前の滞納者の収入や財産状況の調査の重要性を強調し、分納誓約の場面にフォーカスしたロールプレイング研修と、それをもとにした分納誓約に関するマニュアル整備などを意見で出しているのは、こうした認識によるものである。

また、遅延損害金や延滞金の請求を今後行うことを検討すべき、との意見についても、市民の間の公平性・合規性の確保という観点にとどまらず、滞納者に適正な期間での分納誓約を促すためにもこの制度の運用が必要という認識によるものである。強制徴収公債権の滞納処分や私債権の支払督促等の法的手続のより一層の活用を求めたのも、その活用の可能性を滞納者に伝えることが、日々の納付交渉・納付誓約の場面でも役立つ、という観点も含んでいる。

最後になるが、本監査において、債権管理課ほか各債権所管室課には、円滑な資料提供・ヒアリング実施などに多大なご協力いただくとともに、現場の状況を踏まえた貴重な意見もいただいた。改めて感謝申し上げたい。

報告書記載の各意見が、今後の吹田市の債権管理回収業務に少しでも役立つことを切に願う次第である。

以上